

# 地名散歩

## 第60回 沖縄の地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

日本で最も多い名字は鈴木さん、または佐藤さんとされる。ただし当然ながら地方によって差があり、特にそれが顕著なのが沖縄県だ。「マイナビニュース」によれば最も多いのは比嘉さんで、この後に金城、大城、宮城、新垣、玉城、上原、島袋、平良、山城、知念……と続いており、一見して本土のランキングに登場する顔ぶれとは異なっている。

沖縄は習知の通り明治政府が明治12年(1879)に断行した「琉球処分」まで琉球王国であった。王国時代の王族・士族は姓と家名を別々に持っており、たとえば向氏の小禄さん、翁氏の玉城さんという具合である。姓は中国風、家名は出身地の地名に由来するものが多い。現在でも士族の家の墓地に「○氏△△家之墓」と姓と家名の双方を掲げているのはその名残だ。

さて、これらの名字の中で圧倒的に多いのが「城」であるが、これは今でこそ金城をキンジョウ、大城をオオシロ、宮城をミヤギなどと本土風に読むものが多いけれど、かつてはグスクと読んだ(カナグスク、オオグスク、ミヤグスク)。グスクは城の字が当てられているように軍事拠点としての城を意味するものに加えて、地域の聖地である御嶽に由来するものもあるらしい。このため沖縄県では全域にわたって城のつく地名が多く分布している。

首里城の南側、美しい石畳の道で知られる首里金城町も、かつてはカナグスクと読んでいた(金城橋などは今もカナグスク)。このように読み方を変えた地名は数多く、たとえば現在はうるま市となっている与那城村は長らくヨナグスクであったものを、平成6年(1994)に町制施行した際にヨナシロと改称している。



沖縄特有の読みがルビで示された地図。豊見城(とみぐすく)のグスク、具志頭(ぐしかみ)のカミ、南風原(はえばる)のハエなど特徴的な地名が並んでいる。1:200,000地勢図「那覇」昭和47年編集



現在は南城(なんじょう)市となっているエリアの玉城村(たまぐすくそん)。沖縄らしい地名が並ぶ。右端に見える仲村渠(なかなだかり)は難読地名だが、名字としては仲村さんに変わった例も。1:50,000「久高島」昭和47年修正

那覇市の南側に隣接していた豊見城村<sup>そん</sup>でも、村名はトミグスクと読みながらも、甲子園に出て全国的に知られるようになった豊見城高校(昭和41年開校)や豊見城警察署はいずれもトミシロと読むという具合に食い違っていた。このため平成14年(2002)に市制施行した際にどちらの読みにするかが議論となり、この際トミシロに統一しようという意見も少なかつたけれど、結果的には沖縄の伝統的な読みであるトミグスクに落ち着いている。なお、高校や警察署の読みは従前と変わっていないので、今も2つの読みが併存したままだ。

このように読みが揺れている背景には、17世紀の薩摩藩による琉球侵攻の後には「大和めきたる名字」を禁止する政策が行われ、前田を<sup>まへだ</sup>真栄田と変更するなどして区別を余儀なくされた時代もあった。ところが明治に入ると日本政府による強引な「同化政策」が進められ、方言を含めて本土流が推奨され、あるいは自ら率先して「ヤマト風」に改める風潮も起こっている。さらに戦後はアメリカの統治下に置かれたことも影響するなど、強国の狭間に置かれたこの地域で「琉球アイデンティティ」を巡って揺らぎが生じるのは当然であろう。現在の沖縄の地名と名字が「琉日混在」である背景には、簡単には片付けられない重い歴史が存在する。

沖縄の地名で特徴的なのが方角の読み方だ。伝統的に沖縄では東は太陽が上がる方角であることからアガリ、没する一入る方角から西がイリと呼ばれている。このため八重山の西表島<sup>いりおもて</sup>は西をイリと読み、本島のうるま市の旧具志川市域にも西原<sup>いりばら</sup>という地名がある。ところが厄介なのは北をニシと呼ぶことだ。同じうるま市内の旧勝連町にある西原<sup>かつれん</sup>は、勝連城の北に位置することから命名されたのだが、ニシ

の音に本土読みの西の字が当てられたために、原義とは90度違う表記になってしまった。沖縄の名字の中で戦後に県知事をつとめた西銘<sup>にし</sup>さんという名字も、元来は「北の峰」を意味したそうで、なるほど沖縄本島の西銘岳(標高420メートル)も国頭山地の最北部にある。

それでも北を意味するニシに西の字を当てていない稀有な例が、八重山の波照間島<sup>はてるま</sup>にある北浜<sup>にしぼま</sup>で、これは実際に北海岸に位置している。ところが地図を見ると、北浜にほど近い南南西を向いた浜に南浜<sup>べーぼま</sup>の表記があるのはなぜだろうか。南北は方角というよりは南風、北風の向きに関係するという話も聞くのだが、どうもわからない。沖縄本島での発音はペーではなくフェーだそう。本島から八重山は450キロ以上も距たっていることもあり、県内といえども方言の差は当然ある。首里城の南方の原を意味するフェーバル<sup>はえ</sup>は南風<sup>ぼる</sup>原町として今も健在だ。

東をアガリと読む地名には名護市の東江<sup>あがりえ</sup>、その近くの伊江島にある東江上<sup>あがりえうえ</sup>・東江前<sup>にし</sup>、西原<sup>はら</sup>町や与那国島の東崎<sup>あがりざき</sup>、うるま市の東山<sup>あがりやま</sup>など数多い。本土風にヒガシと読む国頭郡の東村<sup>ひがしそん</sup>(大正12年成立)などもあるが、南北の大東島のように訓読みの方角読みウフアガリ(和訓オオアガリ)が後に音読み<sup>だいたうじま</sup>に転じたケースもある。

ちなみに沖縄の地名を地名事典で引くと方言読みが併記されている。沖縄がウチナーというのは知名度が高いが、那覇はナーファ、浦添<sup>うらそえ</sup>はウラシィ、具志川<sup>ぐしかわ</sup>はグシチャー、糸満<sup>いとまん</sup>はイチマン、宜野湾<sup>ぎのわん</sup>はジノーンといった具合だ。今でも話者によっては方言読みにきわめて近い発音をしている人もあり、つくづく沖縄の地名の奥深さを感じる次第である。

## 今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

# 土地家屋調査士 CONTENTS

NO.722  
2017 March



表紙写真  
「ジャンクション完工近し！」

第31回写真コンクール銀賞  
山田 耕造●和歌山会

地名散歩 今尾 恵介

## 03 事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第56回 未来を開拓するファッションとは

見えてくる信頼されるかどうかの服装の境界線

有限会社ファッションレスキュー 社長 政近 準子

## 07 平成28年度 第2回全国会長会議

## 11 G空間EXPO 2016

地理空間情報科学で未来をつくる

16 業務情報公開システム実証実験報告

20 福島の現状報告

23 筆界特定制度施行10周年記念講演会

25 明海大学不動産学部「不動産キャリアデザイン」

26 もしもこんなことが起こってしまったら？

27 愛しき我が会、我が地元 Vol.37

釧路会／福井会

30 中小企業向け個人情報保護法全国説明会(個人情報保護法の基本)

32 公嘱協会情報 Vol.124

34 国民年金基金から

36 第32回写真コンクール作品募集

38 会長レポート

40 会務日誌

41 土地家屋調査士名簿の登録関係

43 ちょうさし俳壇

44 編集後記

# 事務所運営に必要な知識

## —時代にあった資格者であるために—

### 第56回 未来を開拓するファッションとは 見えてくる信頼されるかどうかの服装の境界線

有限会社ファッションレスキュー 社長 政近 準子

#### <土地家屋調査士の現実>

「土地家屋調査士」という言葉をネットで検索すると、「あなたの大切な財産である不動産(土地・建物)は、国の機関である法務局(登記所)に登記される事によって、不動産の売買による所有権の移転や担保権の設定など、取引に重要な事項を登記簿に記載しており、その情報を広く一般に公開する事で、取引の安全性や権利が保全されています。しかし、多くの人は、一生のうちに不動産の登記名義人として登記申請をする事は何度もありません。そこで我々のような専門的な知識を有する国家資格者が、皆さんの代理人となって不動産に関する登記申請を行なっています。」という、少し一般の人にはわかりにくい説明が出てきます。士業であり、素晴らしい仕事をなさっているにも関わらず、その知名度は、正直なところ、高いとは言にくいのです。

実際、私が「土地家屋調査士」という職業をきちんと認知することになったのは、愛知会から講演依頼を頂いた2年前からだったという事実があります。ファッションの専門家として、皆さんに一体何を伝えるべきか。90分の講演の中で、重要視したのは、以下のとおりです。

- ◆装いの切り口から、土地家屋調査士の人気、知名度をアップするヒントはないか。
- ◆土地の境界線を取り扱う職業なだけに、服装における「境界線」をテーマにスーツの基本や作業着を考えることはできないか。
- ◆土地家屋調査士の方々に向けた、具体的な服装の提案は何か。

ではまずは、土地家屋調査士の皆さんから二度のオファーを頂いた講演内容を改めてまとめてみたいと思います。まず、私が講演オファーを頂いた時にはじめに行ったのは、土地家屋調査士についての現

状を調べることです。「土地家屋調査士 服装」でネット検索してみたところ、こんな疑問が投げかけられていました。

Q. 土地家屋調査士についての疑問です。何故これほどまでに、知名度、人気がないのでしょうか??

これには正直なところ私も「確かに。。。」と思いました。そして、そのベストアンサーに選ばれた答えがこちら。

A. 土地家屋調査士が現場にて作業服姿で測量をしている姿は、私は好きですね。よく市役所職員に見間違いされるとも聞きますね。

答えになっているようで全く答えになっていないことに私は焦りました。いったいどのような講演にすべきなのかと。他のベストアンサーはこちら。

A. 思っている以上に頭が良くないと合格できない。しかし、土方仕事があるし作業着で見た目が悪い。

見た目が悪いとネットにかかれる事実。そういうイメージがある上で、どうすることがこれからの未来なのか、スタイリストの視点から考える余地がありそうだと私は思いました。またこのような質問も飛び交っています。

Q. どうすれば憧れの職業として認知されるようになるでしょうか?

こちらの質問へのベストアンサーは以下のとおり。

A. この資格は知名度がなく損しているように思います。お客さんに名刺を見せてもあまりピンとこないようで、一般に測量士と混同されてしまいます。まだ年齢が若いこともあり、「測量の兄ちゃん」と呼ばれています。婚約者がいるのですが、彼女の両親にも探偵と勘違いされました。

これは当事者である皆さんにとっては、本気で笑

うことはできない事実なのではないでしょうか。また、笑うしかないと開き直らずに、服装において土地家屋調査士という士業の皆さんにとって、有用であり効果的な情報をお伝えする必要があり、今ここで改めて一緒に考えていきましょう。



### <業界全体を通じて社会に貢献する>

その前に、ちょっとシビアな本当の話をしておきます。実際に現役の土地家屋調査士の方々から直接聞いてみた声にも向き合ってみてください。

ある土地家屋調査士さんは、「私たち土地家屋調査士の中には、今の状態で食えているという安定に溺れた調査士が多い。多くの調査士が何も変える必要がないと考える。」と仰るのです。お考えは個人では自由ですけれども、未来に向けて業界全体で職業について考えていくことも、実はとても大切なのではないでしょうか。また、「受験者数が減少！5,000人を切ってしまっている。年々、受験者数が減少しているというのが業界の問題だ」という声もありました。職業に人気がなければ、未来は先細りです。

私政近は、16年前に、それまで日本には存在していなかった「パーソナルスタイリング」という概念と、この職業を創った時、「パーソナルスタイリスト」とネットで検索しても結果はたったの1件。そうです、もちろん政近準子だけしか存在すらしなかったのです。しかし現在では、実は「パーソナルスタイリスト」はネット検索100万件ヒットを超える人気職業となっており、特に東京では、犬も歩けばパーソナルスタイリストに当たる時代とまで言われるようになりました。それはそれで問題もあるのですが、この職業の立ち上げ当初に直面した、世間や各業界からの冷たい風の吹き加減、社会的に認知のなかった時代と比べると、現在は格段に仕事はやりやすくなり、プロフェッショナルとしての価値は、ことさら一流顧客へのサービス提供になれば、想像を超え

た価値付けがされるべきであることを社会が認めるようになったのです。とはいえ例えば、今ではまだ資格自体が存在しない職業でもありますので、今現在は創始した私自身の責任として、そのスキルや能力の線引き、まさに境界線を決定づける整備をしているところでもあるのです。

自身の仕事を通じて、世の中へどのように貢献していくのか。社会的な影響力を発揮することを考えるならば、我が職業と比べて、立派な国家資格があり信用が確立されている土地家屋調査士は羨ましい限りともいえます。にもかかわらず、認知度、人気が高いのだとしたら、これほど勿体ないことはないと思いませんか。

土地家屋調査士の未来のためにも、「自分はこれで良い」という枠を超えて、「業界としてどうなのだろう」という考えにまで及ぶこと。もし何も考えられていない服装や作業着をきているのだとしたら、それが相手や社会にどのような印象を与えているのか。これを皆さんそれぞれがお考えになり、良い印象が個人を超え、職業全体の業績にも良い結果をもたらすものであることに、気付いていただければ幸いです。

### <自分が源意識>

まず、認知が薄い原因として、閉鎖的な業界に見えるところがあります。外(測量士業界など)から守ろうとしたり、塀・敷居を高くし過ぎてしまうのかもしれないかもしれません。閉鎖的に守ることが職業認知にもつながらず、結果受験者減少になっているという声もありました。リアルな声の中で一番シビアな一言は以下のとおりです。

「我々が世間からどう見られているか、早く目を覚ましてほしいですね。あ、世間からは意識すらされない業界と言った方が今は正しいのかもしれない。」

これは私がスタイリストだから厳しいのではなく、実際と同業者の皆さんからの声ですから、ここで立ち上がらない訳にはいかないタイミングなのかも知れませんね。「まずは自分が」という源意識が必要だと思っています。みんながとか、周りがとか、そんな「周りが源意識」は捨て去り、自分が源で今日からの変化に挑戦してください。その思いが自分を超えて、土地家屋調査士のイメージをアップすることにつながっていきます。

高くするべきは『業界の価値』や『資格の価値』であり、土地家屋調査士がどうすれば憧れの職業として

認知されるようになるのか。その具体的な方法をスーツの基本から紐解き、また「境界線」というキーワードからは切っても切れない職業である土地家屋調査士さんへおすすめるファッションアイテムの提案、そして作業着のヒントについても触れていきたいと思います。

**礼装を知るとは礼儀を知ることでもある。どこまでがOKで相手を立てながら社会的自己表現ができるようになるのか。**

### <ビジネススタイル提案：クレリックシャツ>

土地家屋調査士の仕事の中でも、ビジネスの現場であればスーツスタイルは外せません。そこで、土地家屋調査士さんへおすすめるアイテムとして「クレリックシャツ」をご紹介します。

クレリックシャツとは、シャツの身頃が柄または色無地であり、衿のみ、もしくは襟とカフス(袖の部分)が白無地になっているものをいいます。元々クレリックというのは、僧侶、牧師(神父)のことをいうのですが、なぜ土地家屋調査士にクレリックシャツなのか。そこには「境界線」というテーマの表現が見えるのです。

まず身頃と衿で色が違うという境界線。襟が白いことで伝わる清潔感、そして印象に残るビジュアル。奇をてらい過ぎず、きちんと感は崩さないという、まさにギリギリOKな境界線といえるでしょう。オールホワイトやオールサックスブルーのシャツよりもフォーマル度は少し落ちますが、カジュアルに行き過ぎて相手に失礼になってしまうということは決してないアイテムになります。また、夏場のクールビス時期などは特におすすめるべく、その洗練されたデザインにより、ネクタイを外したときの間の抜けた感を解消してくれます。ネクタイまではしなくてもいいかな、というときに重宝するシャツであり、それでいてカジュアルには見えないという、まさしく境界線というテーマに相応しいアイテムといえるでしょう。

また、白い襟に身頃がストライプ柄のデザインを選んだ場合は、そこにまたストライプという「線」が入るため、土地家屋調査士＝境界線のイメージをより分かりやすく定着できるかもしれません。服装を通じたコミュニケーションを生むことがとても大切であり、お客様への配慮、職業としてのブランディ

ング向上のためにも、制服として全員で揃えてみるというのも良いのではないかと思います。

さらに、クレリックシャツにレジメンタルのタイを合わせることでまさに線と線を表現することができます。これはかなりのインパクトを与えながら、非常に清潔感もあり、若々しく仕上がります。合わせる際の注意点は、シャツの線とネクタイの線の、太さやピッチ(間隔)を変えること。それにより、柄と柄のコーディネートを上手に粋に表現することができます。そしてこのクレリックシャツは、特に堅いシーンでない場合は、カジュアルなパンツとの相性も良いので、シチュエーションによって幅広く活用することもできますので、ぜひトライしてみてください。

ファッションの力(=装力®)を身につけることで、ファッションの境界線を知り、自分の役割や使命を表現するために効果的な装いをすることで、社会に影響力と夢を与える存在になることができます。土地家屋調査士が人気の士業となるために、まずは服装から整えていくことが効果的であると信じています。服装を見直すことで、想像以上の可能性が広がるということに気付いていただいたなら、ぜひ明日から実践してみてくださいね。



### <作業着＝ユニフォームという考え方>

土地家屋調査士さんの作業着に関しては、それぞれ自由で規定はないようですが、『ユニフォーム』という考え方である程度揃えてしまうという方法もあると思います。警察官やパイロット、消防士に子供が憧れるように、もしくは野球やサッカー選手のような捉え方のユニフォームなら、関心を持つ人が増えたり、子供時代からこの職業を知るきっかけにもなるでしょう。

作業着らしきものを着て、人物以上にインパクトがある機材を扱いながら、私も時々そのお姿にお見

かけすることはあるのですが、道行く人からしたら、土地家屋調査士という職業への認知はほとんど困難だといえるでしょう。

私はこれまで、医師の白衣などの新しい提案もしてきましたが、単なる白衣ではなく裏地に個性を出したり、色や柄やマークをうまく使うことで、白衣でありながら白衣を超えたユニフォームを作成しています。

ある鍼灸師さん達で構成された団体の施術士の皆さんへは、うっすらとグレーのストライプが入った白生地で、裏地のカラーを全員が自分らしい色を選んで付けたデザインの白衣を作成したのですが、その効果は絶大でした。まず針灸師という、地味できつそうな仕事のイメージを払拭させ、美容鍼灸という新たなイメージ戦略が服装から伝わることで、憧れを持つ人たちが増えたのです。もちろん当事者たちのテンションも上がり、白衣の概念を超えた白衣の存在により、職業へのプライドと社会へ向けた発信力を持つことができたのです。「格好いい白衣を考案くださり、日々の仕事に熱が入っています。患者さんからの評判も絶大です。」という感動を頂いています。

今現状にある作業着からのチョイスすることも良いのですが、このような方法で一気に現状を打破することができるのも、オリジナルユニフォームの優れたところかもしれません。まずは皆さんで意見を出し合うきっかけとなれば幸いです。



## <政近準子プロフィール>

政近準子 1965年生まれ広島県出身  
ファッションレスキュー社長  
パーソナルスタイリスト創始者  
パーソナルスタイリスト育成校PSJ学院長  
ファッションレスキューアカデミアFRA校長

アパレル企業(株式会社東京スタイル)にデザイナー勤務後、渡伊。帰国後2001年、日本初の個人向けスタイリングサービス事業を始める。政治家、経営者、ビジネスマン、主婦など幅広い層の方のスタイリングを手掛け、累計顧客は2万人を超える。現在は、一般の方々や団体や法人向けの服装に関する教科書や講座を開発し、教育事業にも注力。NHKをはじめとするテレビメディアや、書籍出版も多数。

### ◆著書(全\*10冊\*出版)

『働く女性のスタイルアップ・レッスン』、『「素敵」の法則』『一流の男の勝てる服 二流の男の負ける服』、『服は、あなた』…など他多数。



### ◆服装教育機関「装力講座」教科書



# 平成28年度 第2回全国会長会議

平成29年1月18日、19日、東京ドームホテル地下1階シンシアにおいて平成28年度第2回全国会長会議が催された。



## 1日目(18日午後1時～午後5時)

### 1. 開会の言葉

日本土地家屋調査士会連合会小嶋理事司会の下、定刻どおり岡田副会長の「開会の言葉」から会議が始まった。

### 2. 連合会長挨拶

林連合会長から新年の挨拶と、「経済・財政運営と改革の基本方針2016（骨太の方針2016）」に触れながら、相続登記の促進に関する説明会の参加、空家等対策の市町村への情報提供など、地域に密着した専門資格者として社会貢献に努め、「境界紛争ゼロ宣言!!」の言葉を形にしていくこと、そして完全オンラインの実施や法施行規則第29条の改正など、今後の環境の変化に対応できるよう、常に研鑽を積んでいきたい旨の話があった。



### 3. 座長選出

座長には、九州ブロック協議会から長崎会の針本会長が選出された。



### 4. 連合会事業経過報告

以下のとおり、順次報告があった。

- ・制度対策本部関係、研究所関係(岡田副会長)
- ・総務部関係、財務部関係(加賀谷副会長)
- ・業務部関係、社会事業部関係(菅原副会長)
- ・研修部関係、土地家屋調査士特別研修運営委員会関係、広報部関係(海野副会長)

### 5. 連合会が取り組んでいる事項等の説明

- (1) 土地家屋調査士の制度環境改善(法施行規則第29条改正対応)について

岡田副会長から改正の経緯について、業務環境の改善として「表示の登記に伴わない調査測量」、「依頼者に代わって境界立会いを依頼する」、「依頼者に代わって境界立会いを代理する」、この三項目について、我々の独占業務ではないけれども、我々、土地家屋調査士もできるのだと社会に発信したいということが、そもそもの発端であるとの説明があった。



その内容として規則第29条第2項の現在の表現を更に細かく砕いたようなイメージで「当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、土地の筆界の資料を収集又は関係者の資料の提供その他必要な協力を求め筆界の位置を明らかにし、現地における筆界の位置を関係者と確認し、筆界についての資

料及び測量の成果品を作成し、これら土地の筆界の資料及び境界標を管理する業務」というような作り込みをしたいと考えており、法務省に打診中であるとの報告があった。

## (2) 土地家屋調査士制度のグランドデザインの進行状況について

菅原副会長からグランドデザインの進行状況と内容について説明があった。

中でも土地家屋調査士制度の3つの重点課題について触れ、この3点は長期的な意味合いが強く、土地家屋調査士制度がどのように変わっていても解決していかねばならない大きな課題であるとの話があった。



### 土地家屋調査士制度の3つの重点課題

- 社会構造の変化による「産業構造再編」への対応
  - ・携帯電話等で誰もが容易に世界測地系の観測が可能になる。
  - ・人口減少、少子高齢化による資産としての不動産価値の二極化
  - ・所有者不明不動産の増加、それに起因する防災等の環境整備や、土地の有効活用の阻害、経済活動への障害
- 時代に順応した「組織の改善・強化」への対応
  - 関係組織は、会員減少により「人・資金」が限られる中で情報、認識を共通化させ、同一の戦略計画に「人・資金」を集中させて、最大の効果を得るようになる必要がある。
- 地籍の世界標準化への対応
  - 世界標準で不動産表示登記制度を捉えた場合、地籍制度に包含され、LADM<sup>\*</sup>をはじめ地籍制度の世界標準に耐えられる資格者として専門性を向上させる取組が必要となる。

## (3) 役員選任規則第2条の2第1項の規定に係るブロック協議会ごとに選出すべき理事・監事の数

について

金子総務部長から規則の改正に伴い、監事候補者を各ブロックから1名選出してもらう必要があるとの説明があった。

## (4) CPDポイントの公開について

野城研修部長から、CPDポイント公開について、法第25条第1項に規定されているとおり、土地家屋調査士には自ら専門資格者として資質の向上を図ることが求められており、併せて研修の受講状況を国民に公開することが求められていることから、連合会においてCPD情報の公開を開始することにしたとの説明があった。



公開時期は平成29年3月頃とのことで、ウェブサイトでの検索方法についてPCを使用しながらの説明があった。

## (5) 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRの連携について

菅原副会長から、検討事項として国民に筆界特定制度は定着してきているが、ADRセンターはまだまだ認知度が低いということ、特に裁判所等においてもADRセンターがあることや土地家屋調査士の業務が理解されていないこと等を踏まえ、他に単位会からの意見、修正案等も聞いた上で法務省との協議を進めていきたいとの説明があった。

## (6) 公共嘱託登記土地家屋調査士協会による土地家屋調査士の入札に対する各土地家屋調査士会の関わりについて

菅原副会長から、地図作成は全省庁において早期の完了を目指しており、今後、益々増加するものと予想されることから、この重要性を土地家屋調査士のものとして捉え、受託者と連携を取って単位会としても対応してほしいとの説明があった。

\* LADM=Land Administration Domain Model

## 2日目(19日午前9時15分～正午)

### 6. 平成29年度における事業方針

林連合会長から、基本的には今期の継続であり、今年は酉年、収穫の年と思っている、またランドデザインについて、戦略・戦術を固めてこの先10年、20年と見据えて仕上げていきたいとの説明があった。他に新人研修の一会場開催を検討しているとのことだった。

#### (1) 平成29年度事業方針大綱(案)

- ①土地家屋調査士の「調査権限の強化」と「業務処理環境の改善」
- ②「境界紛争ゼロ宣言!!」の継続的発信
- ③表示登記制度への継続的な提言と運用
- ④地図づくりへの貢献
- ⑤公共・公益的な視点からの社会貢献

#### (2) 平成29年度各部等事業計画(案)

以下の通り、順次、各事業部から説明があった。

#### 制度対策本部

- ①制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開
- ②土地家屋調査士制度改革の推進
- ③資格者制度の改変に関する情報の確実な捕捉と適切な対処
- ④民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応
- ⑤土地家屋調査士制度のランドデザイン対応
- ⑥制度対策戦略会議の有機的活用
- ⑦大規模災害からの復興支援と防災体制の強化
- ⑧国際化への対応及び学識者との共同研究
- ⑨研究所の研究成果の実現化へ向けた諸施策
- ⑩区分建物に関する検討と対応
- ⑪その他緊急課題への対応

#### 総務部

- ①土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項
- ②連合会業務執行体制の整備・充実
- ③オンライン登記申請への対応
- ④民間認証局に係る登録局の適正な運営

#### ⑤情報公開に関する事項

#### ⑥会館の管理に関する事項

#### 財務部

- ①財政の健全化と管理体制の充実
- ②福利厚生及び共済事業の充実
- ③土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保

#### 業務部

- ①土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡
- ②筆界特定制度に関する事項
- ③登記測量に関する事項
- ④土地家屋調査士調査・測量実施要項の改訂

#### 研修部

- ①研修の企画・運営・管理・実施
- ②土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進
- ③ADR認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発

#### 広報部

- ①広報に関する事項
- ②会報の編集及び発行に関する事項
- ③情報の収集に関する事項

#### 社会事業部

- ①公共嘱託登記の環境整備に関する事項
- ②地図の作成及び整備等に関する事項
- ③土地家屋調査士関連業務の拡大に関する事項
- ④土地家屋調査士会ADRセンターに関する事項
- ⑤その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

#### 研究所

- ①表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究
- ②諸外国の地籍制度等の実態に関する研究
- ③地籍に関する学術的・学際的研究
- ④自然災害等における非政府組織の国際協力のネットワークの確立
- ⑤地籍問題研究会及び関連学術団体等との連携強化
- ⑥会長から付託された事項の研究
- ⑦制度対策本部との連携

土地家屋調査士特別研修運営委員会

- ①第12回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施
- ②第13回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理・実施
- ③第14回土地家屋調査士特別研修以降の計画

## 7. 各報告事項及び説明事項への質疑応答

各報告事項、説明事項ごとに質疑応答、意見交換が行われた。規則第29条改正では、改正後の展望や法第3条改正への要望、意見が出され、グランドデザインについては多くの賛同があった。そのほか、数多くの要望、意見が出された。

## 8. 意見交換・情報交換

最後に、これからの連合会及び単位会の会務について意見交換、情報交換が行われた。

山口会杉山会長から、「山口会では新しい展開を期待して不在者財産管理人、相続財産管理人という分野への進出を考えており、弁護士会の協力も得て、財産管理に関するセンターを設立する予定である。連合会には[財産管理に関する業務]という文言を施行規則第29条への追加をお願いしたいと思っている。また、同じような取組をしている会があったら情報提供をお願いしたい。意見があったら頂戴したい。」との要望があった。

これに対して、「是非、連合会で進めてほしい。」「不在者バンクの設立は各単位会でやっていかななくてはならない。」という意見のほか、「管理者となると月々の報酬も必要になってくるので難しいのではないか。」という意見も出た。

次に群馬会堀越会長から、不動産の所有権を放棄して基礎自治体に所有権移転ができるように民法が改正されたフランスの例をあげ、「今後、相続人不存在案件が非常に増加する中で、国ではなく基礎自治体、市町村や自治会に移転できるようにすれば不動産の活用も進んでいくのではないか。土地に関して一番関わりのある我々こそが、土地を放棄した場

合の扱いに関して、連合会として、又は土地家屋調査士として意見表明すべきではないか。」との提案があった。



他にも法務局から登記窓口相談の依頼が来たときの対応など、様々な意見交換、情報交換がなされた。

## 9. 閉会の言葉

加賀谷副会長から、各会長から貴重な意見をいただきことへの感謝と、これからの連合会会務への協力をお願いしたいと結びの言葉があり、平成28年度第2回全国会長会議は閉会した。



## 取材後感想

各会長をはじめとする参加された皆様が、土地家屋調査士制度の維持・発展のために真摯に課題に向き合う姿に、非常に刺激と感銘を受けました。

時代の変化に対応するため、現状に甘んじることなく常に研鑽に励み、自己変革を続けていく必要があると強く感じました。

広報員 福原 仁典(秋田会)

# G空間 EXPO 2016

地理空間情報科学で未来をつくる

地理空間情報高度活用社会(G空間社会)の実現に向けて、広く一般の人々への普及とG空間関連産業の発展を目的に、国土交通省国土政策局、国土地理院、ほか産学官で構成されているG空間EXPO2016運営協議会が、毎年開いているイベント、それがG空間EXPOです。平成28年度は11月24日(木)～26日(土)、日本科学未来館(東京・お台場)で開催され、来場者数は3日間合計で19,138名と公表されました。

G空間(情報)とは、位置情報とそれにひもづけられたデータからなる情報の事であり、ナノテクノロジー、バイオテクノロジーと並び将来が期待される三大重要科学技術分野の一つとされている「地理空間情報技術」(= Geospatial technology)の頭文字のGを用いた「地理空間(情報)」の愛称です。G空間情報はGNSS(全球測位システム)およびGIS(地理情報システム)の活用により実現されます。総務省が公開している情報通信白書では、G空間情報とICTを徹底的に利活用すること(「G空間×ICT」)が、日本が抱える課題を効果的・効率的に解決するに当たって有効な役割を果たし得ると述べています。

今年度で6回目を迎えるG空間EXPOのキャッチコピーは、「みんな『G空間』の中にいる。」普段、生活の中で誰もが知らないうちに使用している位置情



報の最新利活用事例の紹介や、今後益々の発展、利用シーンの拡大を見込む分野の最新テクノロジーに触れ、日本の未来を体感できるイベントとして開催されました。

また、本年度のG空間EXPO2016開催に当たっては、初の地方版として

- ・「地理空間情報を活用した災害に強いまちづくりと地方行政への応用」をテーマとしたG空間EXPO2016in 仙台(10/5開催)
- ・「地理空間情報を活用した都市づくり～人材育成、安心・安全な国土づくりを例に～」をテーマとしたG空間EXPO2016in 大阪(10/24-25開催)も開催されました。

日本土地家屋調査士会連合会(日調連)は本ワーキンググループに参画しており、今年度もシンポジウムを開催(11/25)しました。

## 日調連公開シンポジウム

「地籍の未来～社会問題の解決は地籍にある～」

日 時：平成28年11月25日(金) 10:30～16:00

会 場：日本科学未来館 7F 会議室2

来場者数：127人



## 研究報告1

### 「準天頂衛星システムの特長を活かす単点観測法」

報告者 浅里幸起氏  
(一般財団法人衛星測位利用推進センター (SPAC)  
高度利用技術部長)

- ・準天頂衛星(QZSS)を用いたセンチメートル級測位補強システムは、ネットワーク型RTK測位と精密単独測位(PPP)の両方の性質を備えたRTK-PPPと呼ばれる測位方式である。
- ・ネットワーク型RTK測位は、多点基準型の衛星測位であるが、一点基準型(受信機は1台、衛星は4個以上)として説明されることが多いので、システムの理解には注意を要する。
- ・ネットワーク型RTK測位の品質管理に当たっては、多点基準型(受信機は2台以上同時測定)の衛星測位の性質を踏まえて実施する必要がある。
- ・精密単独測位(PPP)は、電子基準点網を補強情報を生成する基準にする必要がある。そうでないサービスは、国の測地系に適合するのが難しい。
- ・センチメートル級測位補強システムは、専門家だけでなく、マス・ユーザーをも対象にしたサービスが可能なので、測位受信機の低コスト化が期待できる。
- ・準天頂衛星を用いたセンチメートル級測位補強システムの特長を活かす単点観測法は、今後の有望な方法として期待できる。

【※会報土地家屋調査士NO.717 (H28.10月号)に浅里幸起氏によるご寄稿を掲載しております。ご参照ください。】

## 研究報告2

### 「LEX補正実証実験報告」

報告者 今瀬 勉氏 (日調連研究所研究員)

- ・QZSSを利用した衛星測位実験の結果として、QZSS-RTK-PPP (LEX) 及びネットワーク型RTK法(FKP)とともに、一定程度の偏差の中に収まっていた。このことは、長時間観測(STATIC

法)、短時間観測(QZSS-RTK-PPP (LEX)、ネットワーク型RTK法(FKP))同等な測位成果が得られていることを示すものである。

- ・課題として、FIX解のみの評価であり、今回の測位実験の中には、MISS FIXやFLOAT解も存在する。実際に短時間で運用すれば、これらの部分的短時間に生ずる異常値を認識することは難しい。
- ・提言として、現行作業規定では、土地境界点の直接測位は規定されているが、基準点測量以外の間接的な土地境界点の測位は有効とされながらも運用規定が明確ではない。よって、測位の実証的な検証とともに、法的な作業規定の整備にも考慮する必要がある。
- ・本研究は、日本国土の土地境界点の統一位置座標管理に向けて、技術的及び法的な整備を進めることにより、持続可能な社会を構築していくことを目標としている。



## 研究報告3

### 「地籍の進化」

報告者 藤井十章氏 (日調連理事)



- ・経済、環境、社会などの高度化へつながる「持続可能な開発」を実現するためには、信頼できる土地情報が必要である。
- ・「持続可能な開発」という目標に貢献するには、より広いLAS (Land Administration System = 土地行政システム)に統合する必要がある。

・空間力の前提条件は現実のモデル化であることで、実世界の現実にてできるだけ近くモデル化する必要がある。

マクロ的な視点から見た地籍の進化について、世界の地籍の現状及び最先端の土地行政について紹介するとともに、これからの地籍制度について、情報の発信者側(土地家屋調査士)からの視点での考察。

1998年にまとめられたCADASTRE2014は、地籍情報の一元化の必要性によるLIS(土地情報システム)の流れを受け、図面のデジタル化、自動化、公法上の権利や規制を含めたマッピングを目指す、というものであったが、その後、社会情勢の変化により、持続可能な開発には信頼できる土地情報が必要であることが再認識され、LADM(土地行政領域モデル)がISO標準化されるに至ったとのこと。また、共通のコンピュータ言語でそれぞれの国や地域の土地管理制度を図化することで、自国の制度との違いや検証などが容易になることが予想されるとの報告があり、最先端の例としてシンガポールとニュージーランドの例が示された。

上記に対応していくために、日本においては、地籍の一元化、自然災害等への対応、開かれた地籍情報サービスの充実が必要なのではないか。

#### 研究報告4

##### 「地理空間情報の可視化と地籍への活用」

報告者 小野貴稔氏

(中日本航空株式会社 調査測量事業本部)

山林の所有者の高齢化が進行し、山林の土地境界の確定に当たっては、効率的な確定が必要である。尾根谷や林道といった地形が表現された客観的な図面、加えて、杣道や露岩・浮石、微妙な尾根谷といった微地形が表現された図面は、自己位置の把握や境界特定の根拠資料となるなど有用性が高い。

高密度レーザー計測から得られた点群処理データの処理方法を工夫し、微地形を可視化した事例(S-DEM平面図の作成・簡易オルソフォトの作成・



等高線図の作成)を紹介された。

【※会報土地家屋調査士NO.717(H28.10月号)に小野貴稔氏によるご寄稿を掲載しております。ご参照ください。】

#### 基調講演

##### 「UAVの導入に向けた国土地理院の取組について」

講演者 安藤暁史氏

(国土交通省国土地理院企画部測量指導課長)

無人航空機(Unmanned Aerial Vehicle: UAV)に対する関心が高まり、活用の可能性が検討され、実際に利用も始まる中、安全性の確保を重視する声もある。航空法が2015年9月12日に一部



改正(同年12月10日より施行)、小型無人機等飛行禁止法(通称)2016年3月18日議員立法制定(同年4月7日施行)等、UAVを取巻く動向を説明され、こうした中での国土地理院の公共測量等へのUAVの円滑な導入に向けた取組を紹介された。

- ・国土交通省では、ICT(情報通信技術)の全面的な活用(ICT土工)等の施策を工事現場に導入することで、建設生産システム全体の生産性向上を図り、魅力ある建設現場を目指す取組であるi-Construction(アイコンストラクション)を進めている。
- ・研究、技術開発での利用。火山活動が活発化した西ノ島(小笠原諸島)、2015年9月の関東・東北豪雨で発生した鬼怒川の堤防決壊に際しての撮影等
- ・2016年3月30日公表のUAVを用いた公共測量マニュアル(案)、安全基準(案)を説明され、実際の運用を踏まえてさらに改善すべき点や、最新の技術動向等も踏まえた改正、対象範囲の拡充等についても、引き続き実施予定。良好な利用事例を積み重ね、世の中の理解を得ることが重要

【※会報土地家屋調査士NO.716(H28.9月号)に安藤暁史氏によるご寄稿を掲載しております。ご参照ください。】

## パネルディスカッション

### 「地籍の未来」

#### ～地籍情報総合センターの充実と社会貢献～

#### パネリスト

安藤暁史氏(同上)、柳川重信氏(株式会社GIS関西 技術顧問)、細井幹広氏(アイサンテクノロジー株式会社研究開発知財本部部長)、柳澤尚幸氏(日調連理事)

#### コーディネーター

小野伸秋(日調連常任理事)

#### 【趣旨】

平成20年に始まった地理空間情報活用推進基本計画は、来年度からは第3期の地理空間情報活用推進基本計画が始まる。既に骨子が示され、「産学官民が協調することにより、高精度・リアルタイムで利用価値の高い地理空間情報の整備とともに、これらを高度に活用し、我が国の社会課題の解決や新たなサービス・産業の創出を目指す。」とある。我々土地家屋調査士が扱う登記情報をNSDI法の基本理念に諮り衛星測量を利用して、我々組織のネットワークを含めた産学官民の協調体制を推進することにより、社会基盤の整備や新たな産業の創出などにつながることを望んでいると解釈できる。高度情報社会が求める理想社会の実現、地籍制度の未来について考えたい。

#### 【議論】

- 1 地理空間情報(地籍情報)の利用環境の整備について、取組・方向性
  - ・安藤氏は地理院の取組の全体像について
  - ・柳川氏は豊中市役所で情報共有化等に向け

努力したことについて

- ・細井氏はMMSの運用と、自動走行向け等の新たな民生地図への要求について
- ・柳澤氏は日調連が取り組む研究成果の発表を含めた概要と建物所在図の整備。地理空間情報と国民(利用者)の接点に土地家屋調査士がある。

- 2 災害と地理空間情報(どのように有用なのか)

阪神淡路大震災を経験しその復興に携わった柳川氏からの話、安藤氏は熊本地震の際の対応について、細井氏は東日本大震災でのMMSの活用と震災後の地殻変動の様子について、柳澤氏は高崎市(群馬県)が明治43年(1910年)の大水害から地図混乱に至り、14条地図整備により100年越しで復旧した。基準点整備等がされていれば違う発展があったであろうという話をされた。

- 3 地理空間情報に対する新たな取組

地籍情報の整備に対し、地理空間情報の整備としての新たな試み、取組について、細井氏からは、GNSS受信機開発や自動運転の実態について、柳川氏からは、大阪府地籍調査推進協議会の試み「なにわ方式による官民境界先行調査」について等。

- 4 地籍の未来：方向性

QZSSが2018年に4機体制となり、受信機開発が進み小型化し安価となる。日本中どこにいても2～3cmの誤差で観測が可能となる。地籍情報の共有化と活用。ダイナミックマップ(自動走行用地図)等への応用。新しいテク



---

ノロジーは土地家屋調査士業務にも深く関わっていく、きちんと情報を得ていかなければならない。

5 まとめ

2018年のQZSS4基運用体制によって、日本は世界に先駆けてセンチメートル級の測位環境が整備されることになり「センチメートル測位社会」となる。7年後の2023年には7機体制で運用を開始する。コーディネーターの

小野常任理事は、不動産を基盤とした「地理空間情報」＝「地籍情報」の未来に、土地家屋調査士は、国民の貴重な財産である不動産の管理から紛争解決まで行う専門資格者として、多目的地籍情報の流通システムを確立していく努力を皆でしていきましょうと結び、本シンポジウムは閉会した。

広報部次長 上杉和子(三重会)



# 業務情報公開システム実証実験報告

平成29年1月  
日本土地家屋調査士連合会制度対策本部

## 1. はじめに

私たち土地家屋調査士の保有する業務に係る情報を国民の共有財産とし、権利の明確化と予防司法社会に資するため、そのシステムを構築し、政府のICT（情報通信技術）政策に対応した社会貢献を目指す基本理念の下、平成27年度は神奈川会・札幌会・高知会から約25名の皆さんに協力いただきモニタリングを行ったところですが、その検証結果を参考にしつつ、本年度は全国8ブロック其々にその環境を広げ、札幌会・岩手会・埼玉会・岐阜会・京都会・岡山会・愛媛会・福岡会+昨年モニタリング経験会員+連合会役員、総勢320名に協力いただき、平成28年10月中旬から11月末までの期間に「業務情報公開システム実証実験」を実施しました。

今回、実証実験の内容とアンケート結果を会報誌上で紹介させていただくことにより、今後の活動の指標といたく報告させていただきます。なお、当システムは日本土地家屋調査士会連合会の監修のもと、株式会社ゼンリン・事業企画本部の協力により試作いただいたものでありますが、当連合会から開発費用その他を負担する出資事業ではありません。

## 2. 取組の目的

まず、システム構築の組織内としての目的は、第一義として、会員の業務の合理化と会員相互の連携を高めるとともに、調査・測量実施要領の遵守を促進させることです。システム運用が始まれば、私た

ち土地家屋調査士がバイブルとする「調査・測量実施要領」第6条、第8条を自然に遵守することにつながります。また、Web地図を利用し、ご自分の業務箇所印を付け、情報を登録していくイメージ（図1参照）ですので、会員各事務所の事件管理にも役立つことが予想できます。

（取組の大きな目的）

- ・会員の業務の合理化と会員相互の連携の向上
- ・調査測量実施要領の遵守の促進
- ・会員各事務所の事件管理への貢献

今般の実証実験では、これらの目的意識を明確にし、取組意義やその価値を周知させていただくとともに、システムそのものの有用性と問題点の把握に重点を置くことにしました。

## 3. 実証実験の内容

今回の実証実験では、下記（表1）に示す対象の単位会にお願いし協力者に参集いただき「説明会」を開催しました。説明会では、取組意義、及びシステムに関する説明を行い、有用性や課題、システムに関する意見交換を行いました。

その後、実際にシステムを利用いただき、下記（図1）に示すようなWeb地図上に自身の調査業務を登録・共有する体験をしていただきました。

最後に、この実証実験全体を通してのアンケートを実施し、ご協力いただいた皆様から様々なご意見を頂戴しております。

（表1）実証実験の概要 ※日付は全て2016年

内容	日付	備考
説明会 （総勢320名）	10月11日：岩手県土地家屋調査士会 10月13日：日本土地家屋調査士会連合会 10月14日：愛媛県土地家屋調査士会 10月17日：福岡県土地家屋調査士会 10月18日：埼玉土地家屋調査士会 10月19日：札幌土地家屋調査士会 10月21日：岐阜県土地家屋調査士会 10月24日：京都土地家屋調査士会 10月25日：岡山県土地家屋調査士会	・取組説明 ・システム説明 ・意見交換
システム利用	説明会～11月30日	・地図利用 ・事件登録/共有
アンケート	11月7日～11月15日	



(図1)システム上での事件登録イメージ

#### 4. 実証実験の結果

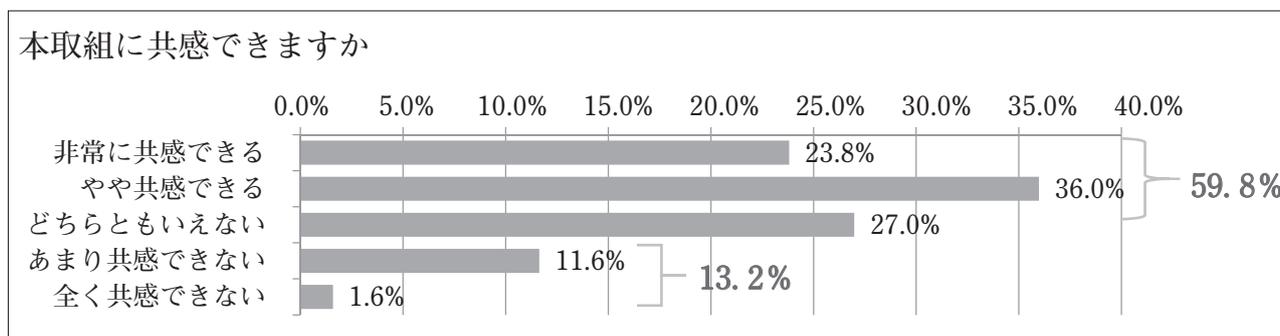
各取組に対する実施結果を下記(表2)に示します。

(表2)実施結果

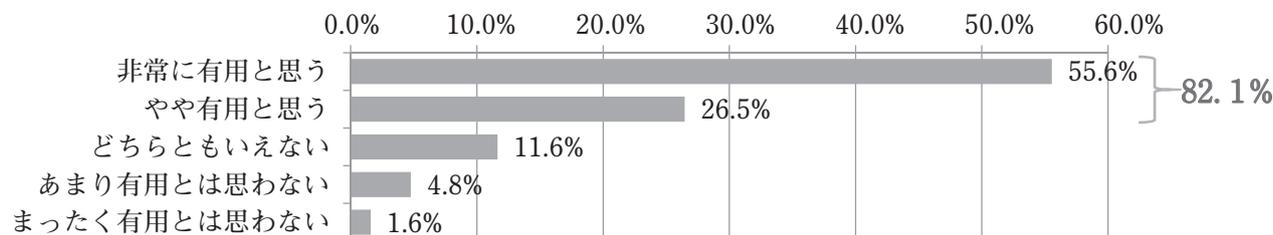
内容	実施結果
説明会	約320名の対象者のうち7割以上の方に参加していただき、説明および活発な意見交換を実施しました。
システム利用	こちらも7割以上の方が一回以上のアクセスがあり、期間中620件を超える事件登録を実施いただきました。
アンケート	アンケートでは全体で約60%の回答をいただき、本取組への貴重なご意見をいただきました。

以下、アンケートの結果を抜粋し報告します。

#### 【アンケート結果(取組意義に関して)】



### 位置情報をつけて管理することについて



### 土地家屋調査士間での情報共有



#### (賛成意見)

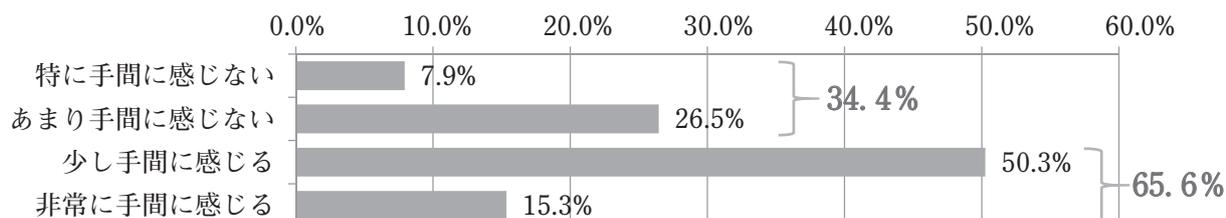
- ・災害時など社会に役立つ情報となる。大きな魅力を感じる。
- ・不動産の権利の明確化にも役立つ。
- ・国民への社会貢献として土地家屋調査士の知名度向上につながる。
- ・土地家屋調査士業界全体の技術的・法解釈的なレベル向上が図られる。
- ・業務の効率化に有効。

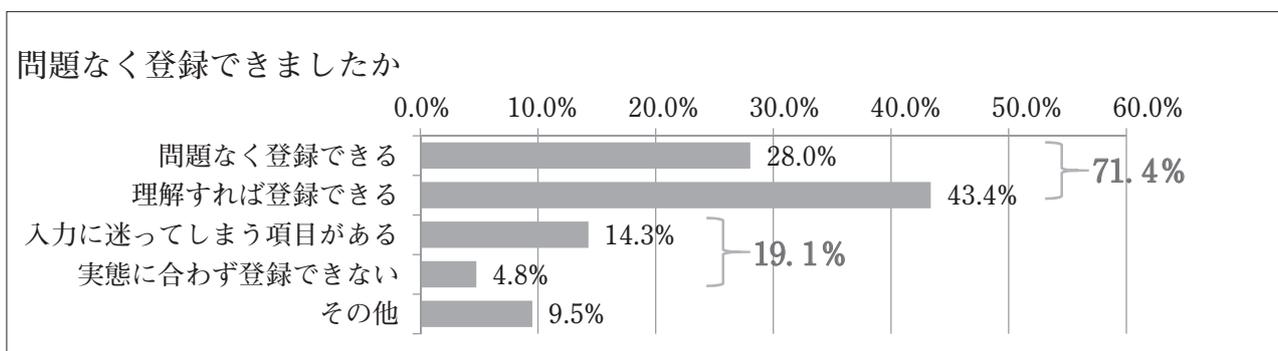
#### (指摘意見)

- ・個人情報、所有権、守秘義務等の問題が明確になっているのか不安。
- ・依頼者から公開の同意を得るのが手間であり困難。
- ・情報が独り歩きして起こるリスクに対して不安を感じる。
- ・事務所の業務を知られたくないし、今までより作業が増える。
- ・他の土地家屋調査士が情報を公開するとは思えず、不公平感が生まれる。

### 【アンケート結果(システムに関して)】

#### システムへの情報登録負荷





(高評価)

- ・データ管理が一元化でき、過去～最新までの資料が探しやすい。
- ・事務所の事件管理ツールとして有用であり、十分な価値がある。
- ・一度使えば容易に登録でき、それほどストレスは感じない。

(指摘意見)

- ・エクセルで資料管理を実施しており、新しいシステムの必要性は感じない。
- ・データ化するのが面倒なうえ、入力項目が多いのではないか。
- ・従来の資料保管方法は変えたくないもので、保管先としては考えにくい。

5. まとめ

以上がアンケート結果の一部ですが、実証実験期間中に参加対象者320名のうち73%に当たる230名の方々が一回以上アクセスいただいていたの貴重なご意見と認識しています。総体的には7割を超える皆様から、好意的かつ建設的な意見・提言をいただいたものと分析しているところですが、指摘意見、批評も謙虚に参考にしつつ、更に掘り下げた分析の基、今後の事業活動に資すべき貴重な実証実験であったものと感じています。

近年、災害からの復興や防災のために必要な不動産の情報を得るための方策が様々な分野で模索されており、空き家問題・空き地問題等においても同様

の社会的ニーズが叫ばれています。さらには、不動産取引時の情報提供の在り方が大きく変わろうとしている中、社会全体からの期待に応えられる資格者団体として存在感を示すとともに、「権利の明確化」の新しい形態を提言することにもつなげることが大切だと考えています。今後も日本土地家屋調査士会連合会は、国民の皆さんと全ての土地家屋調査士会員が「より近い」存在になり得よう意識する所存です。最後に、今回の実証実験に参加いただいた皆様に本紙面をお借りして感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

# 福島 の 現 状 報 告

福島県土地家屋調査士会 会長 橋本 豊彦

東日本大震災と東京電力福島第一原発事故から6年、これまで、ご支援、ご心配を頂いておりますことに感謝申し上げます。  
この一年の福島の状態を報告させていただきます。

## ○福島県内

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電事故に伴い、いまだ、84,289人(平成28年11月現在)の多くの方々が県内外で避難生活を続けておられます。

さらに、今年3月末ようやく「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」が解除されますが、大熊町、双葉町の警戒区域を縦断する国道6号線の両側には依然としてバリケードが張り巡らされ、脇道や国道に面した住宅へ進入することはできない状態です。

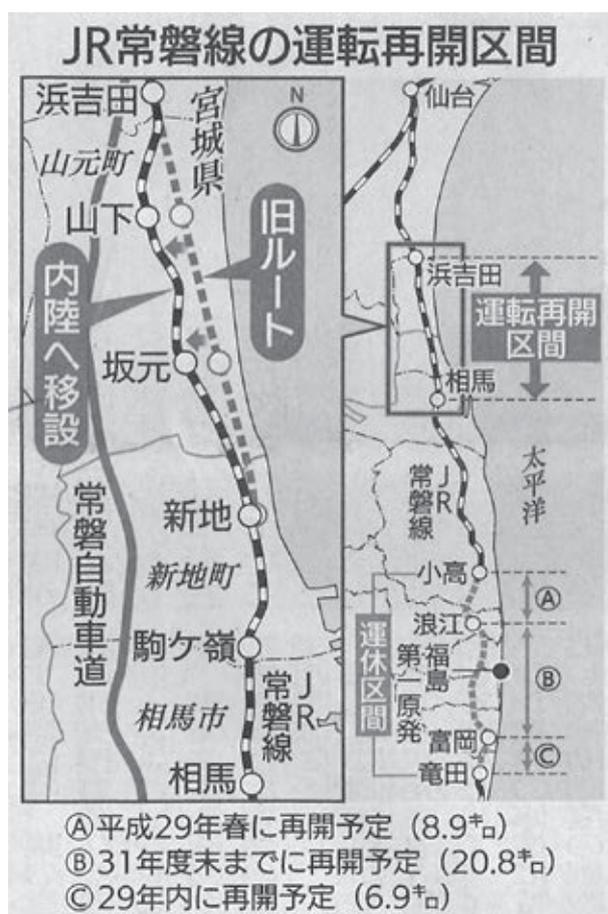


警戒区域と検問する警察官(双葉町、大熊町)

そんな中、一昨年は沿岸部(浜通り)の大動脈である常磐道が全線開通し、昨年12月10日には東日本大震災の津波で線路や駅舎が被災し、不通になっていた東京から仙台までを結ぶ浜通りのJR常磐線の内、相馬—浜吉田(宮城県亘理町)駅間(23.2 km)の運転も再開されました。

この区間にある新地駅は旧駅舎が津波で被災したため、以前の位置から約300 m南西内陸部に新設されました。また、津波被害を教訓に駒ヶ嶺(新地町)—浜吉田駅間の4割強の約6 kmを高架式の線路、そして、坂元—山下駅間は以前の線路より最大1.2 km内陸に移されました。

これで、相馬地方と仙台市が鉄道で結ばれ、浜通り沿岸部の住民の利便性が高まり、被災地の復興加



H28.12.11付 福島民報新聞

速につながると期待されます。

これにより、未開通のJR常磐線の区間は小高(南相馬市)—竜田(楡葉町)駅間のみとなり、JRは東京オリンピック開催の31年度末までに再開を目指しております。

## ○東京電力福島第一原発事故

### イ 廃炉作業(1号機建屋カバー解体作業)

原子力発電所では30～40年かかる廃炉に向けた作業に取り組んでおります。この廃炉作業の要とも

いえるのが放射性物質を取り除くことであります。

1号機には、放射性物質の飛散抑制を目的として、2011年10月に建屋カバーが設置されました。しかし、原子炉建屋最上部のオペレーティングフロアには、現在もガレキが散乱している状態であり、燃料プールの中にある燃料を速やかに取り出し、発電所全体のリスクを低減させていくためには、原子炉建屋上部に堆積しているガレキを撤去する必要があることから、2015年7月に建屋カバーの解体を開始しました。

この建屋カバーの解体に当たっては、十分な飛散抑制対策と、放射性物質濃度の監視を行いながら、着実に進め2016年11月10日に無事終了しました。

#### ロ 溶解燃料の冷却トラブル

しかし、昨年、原子炉内の熔融燃料(燃料デブリ)を冷やすための注水が一時停止するなど冷却系設備

のトラブルが相次いで発生しました。

このトラブルは、第1原発内で作業員らが誤って配管弁やスイッチに触れたのが原因で、2、3号機の使用済み燃料プールの循環冷却が6時間半にわたって停止し、3号機の原子炉注水も1時間止まったとのことでした。

トラブルの原因はいずれも人為的なミスで、原子炉注水や使用済み燃料プールの冷却に関わる重要設備の弁やスイッチへの物理的な対策が不十分だったようです。

今後、人的ミスが仮に発生した場合でも、安全機能を安易に喪失しないよう必要な措置を取ることなどを求められます。

原子力規制庁からも東電に対し、冷温停止状態を維持する安全上重要な機器類の保護など、再発防止策の徹底を文書で指導されました。

## 中間貯蔵施設用地の状況について

平成28年8月31日時点

全体面積 約1,600ha	項目	全体面積内訳	全体面積に対する割合	登記記録人数 (2,360人)内訳
民有地 約1,270ha	地権者連絡先把握済み	約1,180ha	約74% ※1	約1,610人
	調査確認承諾済み	約1,050ha	約66%	約1,390人
	物件調査済み	約940ha	約59%	約1,200人
	契約済み	約116ha	約7.3%	300人 (約12.7%) ※2
公有地等 約330ha	町有地	約165ha	約10.3% ※1	※1 連絡先把握済み地権者の面積は、民有地と公有地の合計で全体の約94%となっている。 ※2 土地・建物所有者登記記録2,360人に対する割合。
	国有地/県有地/無地番地の土地	約165ha	約10.3% ※1	

※環境省福島環境再生事務所資料から

環境省福島環境再生事務所資料より

## ○除染と中間貯蔵施設

福島県は昨年9月末までに原発事故に伴う除染で出た除染土壌などを保管するために市町村に847か所の仮置場を設置しました。

県は住宅などに現場保管している14万6,489か所の解消に努め、国が整備を進めている中間貯蔵施設が完成し、搬入する間の保管場所としての仮置場の整備に努めることとしております。

### ※中間貯蔵施設とは

福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生しました。しかし、現時点でこれらの最終処分の方法を明らかにすることは困難であり、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要であります。

なお、建設予定地が避難区域内であることから、所有者が全国各地に避難しており、さらに、数代に渡る未相続の土地が多いことなどを理由に、用地交渉は極めて困難な状態にあります。

## ○現在の東電福島第一原発事故に伴う問題点

原発事故に伴う「居住制限区域」、「避難指示解除準備区域」は解除され、両区域の宅地の除染は終了しておりますが、一部には再び放射線量が上がる地点があり、さらに、農地、森林、道路は未だ完了していないため、住民の放射線に対する不安が根強いこと、また、生活拠点(商店・病院・教育施設)が整わないことなどから、市民の帰還促進への障害が残っております。

さらに、住民の帰還には震災と避難生活で傷んだ住宅を建て替えないと戻れない状態がありますが、建築作業員の不足が影響し、住宅の解体や修繕、新築が進まず居住環境が整わない状態で復興の足かせになっております。

## ○福島会

今年度は庶務規程に基づき5年ごとの会員証更新の時期に当たり、そのため研修規則に基づき会員証更新時研修会を実施しました。

前回の5年前の研修は東日本大震災・原発事故発生のため実施できませんでしたので、10年ぶりに実施したところです。

当会の研修実施要領の規定では、新たな会員証は更新時研修履修者、及び病気等で正当な理由による欠席の場合はビデオでの自宅研修履修をして1,000文字以上のレポートを提出した会員に対し交付することとなっております。

このため、更新時研修会は7月30日に実施(87.7%が受講)し、その後、2回のビデオ研修の補講を得て会員283名中270名の会員(95.4%が受講)が履修しました。

未受講者13名に対し、これまでの研修会、総会等の出席実績などを勘案し、2名の会員事務所を訪問し病気で業務が困難な会員には退会を促し、病気療養中の会員2名は回復し業務復帰まで保留扱いとして、残り11名の会員からはレポートの提出を受け会員証を交付したところです。

ところで、避難者懇談会は、東日本大震災・原発事故発生に伴い、避難生活を強いられている会員に対し、生活再建のため土地家屋調査士として支援するとともに、早期に土地家屋調査士業務に復帰できるよう支援したいとの思いで、今回で6回目の開催を実施しました。

今年度、近い将来当会を背負っていただろうと思われる中堅会員1名が退会しました。大変残念な思いです。

現在、避難会員14名中、仮設に避難している会員は10名(内、埼玉県内に1名)、やむを得ず県内の他町村に新たな住宅を構えた会員は4名になりました。

今年の避難会員からの年賀状には、4月から長男家族5人が同居することになり、震災前の7人の大家族になりますとの言葉が添えてありました。

これからも、避難会員の最後の一人が避難生活を終え、業務に復帰できるまで支援を継続してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

# 筆界特定制度施行10周年記念講演会

筆界特定制度施行10周年を記念して、秦愼也高松法務局長、河合裕行松山地方裁判所長を招いた講演会、パネルディスカッションが平成28年11月11日、愛媛県土地家屋調査士会・司法書士合同会館（松山市）で行われ、愛媛県内外の土地家屋調査士、法務局職員らが耳を傾けました。筆界特定制度をめぐる現状や課題、境界確定訴訟や土地家屋調査士会ADRとの連携に関する展望を中心に、講演の内容を紹介します。



会場の様子

## ■「筆界特定制度施行10周年の現状と展望」

秦愼也高松法務局長は、筆界特定制度の創設に携わった経験から、「当初、地図整備のための重要なツールとして検討されはじめたものであった。しかし、筆界の性質などから、成立過程の議論で土地所有者等からのみ申請できることとなったため、地図整備のための制度ではなく、個別の筆界を必要に応じて特定する制度となり、不十分なものになったと感じている」と振り返りました。

その上で、東日本大震災では特例的に復興整備事業の事業主体から申請可能となった点に触れ、個人的な意見として「現時点では困難だが、要件を満たせば地籍調査や区画整理などの事業実施主体を申請人とするのが可能となる制度について提言していきたい」と述べ、筆界特定制度の利用拡大のために「土地家屋調査士会ADRとの広報活動の協力、円滑な処理のための連携を強めていくことが必要」と呼びかけました。

このほか、現状の課題と展望について以下のように指摘されました。

- ・申請件数が伸びない点について、国民から必要性の是非を問われている。広報活動、行政機関、裁判所等への説明、相談会等のイベントの機会を利用した事件の掘り起しが必要である。
- ・処理期間につき、更なる迅速化の要望がある。意見書および特定書の作成が非常に煩雑であるが、文章中心の書類に代えて、図面を多用する方法も検討すべき。訴訟になった際の資料としても、ビジュアルのほうが分かりやすいとの裁判官の声が聞かれる。
- ・裁判所との関係では、筆界特定制度と境界確定訴訟の、それぞれの情報の共有方法を確立すべきである。

## ■「境界確定訴訟の現状と筆界特定制度の連携」

河合裕行松山地方裁判所長は、同裁判所管内での境界確定訴訟の状況に触れ、連携の在り方について次のように講演されました。



秦愼也高松法務局長



河合裕行松山地方裁判所長

「松山地方裁判所で係争中の境界確定訴訟のうち、およそ3分の1が、筆界特定制度を経た上での訴訟となっている。これは、筆界特定制度の普及を示すとともに、筆界特定がなされたにもかかわらず、当事者が納得せず、訴訟に至るケースが少なくないことを意味する。

筆界特定手続に対する不服申立ての手段として訴訟が使われ、事実上の“筆界特定前置”になっていくのではないかと考えられる。その意味で、筆界特定に携わる登記官、土地家屋調査士は、訴訟について意識する必要があり、裁判所の判断の仕方や傾向、どういう要素に力点を置くのかを知っておくことが重要である。

筆界特定後に訴訟が行われる場合、筆界特定書や関係資料を訴訟の初期段階から積極的に活用し、迅速な審理に役立たせる必要がある。裁判所としては、いかなる資料に基づき、いかなる理由で特定されたのかに一番の関心を持っているが、専門家ではない裁判官や当事者が特定書等を見ても正確な理解は困難である。そこで、土地家屋調査士を専門委員とし、資料の検討や訴訟関係人への説明をしてもらうことが考えられる。原因が事実認識なのか、適応すべき知見が誤っているのかがおのずと明らかになり、争点の絞込みが容易となる。

筆界特定手続を経ることなく訴訟が提起されるケースについては、制度を知らない場合と、特定に拘束力がないためあえて訴訟を選択したことがあると考えられる。こうした際に、境界確定には現地の調査、高度な専門的知識が求められることから、一種の“鑑定”として筆界特定制度を利用してはと、裁判官が勧めることが適当な場合があり、実際に筆界特定手続に入ったケースもある。

訴訟のため鑑定的に筆界特定制度を利用する、と言うと法務局におこられるかもしれないが、制度を利用することで、当事者の筆界への理解が進み、その段階で特定がなされることも考えられる。裁判官もその有効性を認め、できるかぎり利用を勧めているのが実情である。境界確定訴訟の審理期間は長期に及ぶことを考えると、筆界特定がその優位性を主張するためにはスピードを意識し、早期処理をすることが何よりも大切である」

## ■「筆界特定制度のこれから」

パネルディスカッションでは、岡田潤一郎日本土地家屋調査士会連合会副会長、松本義男愛媛県土地家屋調査士会会長を加え、筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携などについて意見交換がなされました。

秦) 筆界特定制度創設の際、所有権界について解決するため土地家屋調査士会ADRを活用しようと土地家屋調査士法改正を行ったが、連携についてきちんとした仕組みができてない。頭の中の構想であるが、一点目として法務局と土地家屋調査士会ADRとの定期的な打合せが必要である。問題解決のアプローチが違うが、互いにどういう問題があり対応をしているのか意見を出し合って、立場を理解することが求められる。二点目として情報共有であるが、個人情報が含まれているので注意が必要である。三点目として、相談を受ける方に対して、ADR、筆界特定制度双方のアプローチから解決に向かうことができることをアドバイスしていくことが考えられる。

松本)境界問題相談センター愛媛において、受付面談を行っていくのだが、事案によっては、ADRよりも筆界特定制度のほうが適しているのではないかと紹介することがある。筆界特定室で、相談者とセンター関与員が同席し、筆界特定登記官と話をした事例もある。筆界特定制度、土地家屋調査士会ADR双方の利用件数の増加のためにも、法務局との連携を深めていきたい。



パネルディスカッションの様子

河合)境界をめぐる裁判において、純粹に境界のみを争うものは少なく、所有権界の争いや感情のもつれを含むものが多くある。筆界特定制度は所有権界には関わらないという前提であり、土地家屋調査士会ADRとは境界をめぐる紛争を解決するためのすみ分けができており、両者が協力しないと根本的な解決には導けない。網羅的な紛争解決制度につながっていくよう期待している。

岡田)隣接土地所有者が不明の際に搜索する方法を検討してきたが、筆界特定手続を活用するス

キームの試行にこぎつけた。分筆登記等を予定しているなど一定の条件の下に活用できる制度だが、試行いかんによって、登記を前提としない調査に使えるか、国土調査でも使えないかとか議論になってくると思われる。困難な事案に出会ったとき、あきらめずにこのスキームを利用して、国民と土地家屋調査士、法務局をより身近な存在にできるよう努力していきたい。

広報員 曾我部和也(愛媛会)

## 明海大学不動産学部「不動産キャリアデザイン」

日本土地家屋調査士会連合会(日調連)と明海大学は、平成12年に「[不動産学]の教育・研究に関する協定書」を締結し、人材育成や研究活動において協力体制をとっています。これに基づき、明海大学からの依頼により、毎年、不動産学部授業「不動産キャリアデザイン(授業名は年により異なります。)」に講師を派遣しています。この授業は不動産学部の学生を中心に「業界の動向と、企業が求める人材」について各界から講師を招き、業界の現状をお聞きすることを目的としたもので、日調連は、土地家屋調査士業界の現状と動向を学生の皆さんへお話ししています。平成28年度は12月15日(木)に実施され、岡田副会長が「土地家屋調査士の立場から不動産を学ぶ皆さんへ」と題した講演を行い、約70名の学生の方々に受講していただきました。主な講演内容は次のとおりです。

- |                |                            |
|----------------|----------------------------|
| 1 土地家屋調査士とは    | 6 事例紹介(道後温泉、六本木ヒルズ、震災復興支援) |
| 2 登記ができる不動産とは  | 7 筆界特定制度、ADR               |
| 3 登記ができる「土地」とは | 8 日本人にとっての不動産              |
| 4 登記ができる「建物」とは | 9 境界紛争の実相                  |
| 5 土地家屋調査士試験    | 10 隣接法律職としての土地家屋調査士        |

日本で唯一「不動産学部」を持つ明海大学は、土地家屋調査士を目指すためのコースなども設置されており、不動産関連業界の人材育成のための企業推薦特別入試制度もあります。同制度は土地家屋調査士会員の推薦があれば、子弟はもちろん、それ以外の方も受験可能ですので、進学先の候補の一つとしてご検討されてみてはいかがでしょうか。

(日本土地家屋調査士会連合会 広報部)



## もしもこんなことが 起こってしまったら？

測量作業中に埋設されていた水道管を破損してしまった。

分筆登記に際しての調査測量時に、コンクリート杭を埋設したところ、  
地中の水道管を破損してしまった。

水道管の修理代として、137,382円の請求を受ける。

## お役に立ちます！！ 土地家屋調査士賠償責任保険

### 解決内容

＜土地家屋調査士の責任＞

現地での注意不足によるものであり有責と判断

＜解決方法＞

示談(注:保険会社による「示談交渉サービス」はありませんが、賠償問題が円満に解決するよう、  
ご相談しながら進めさせていただきます。)

＜保険適用＞

修理代 137,382円を損害額として認定



～資料請求はこちらまで～

日本土地家屋調査士会連合会共済会窓口

(有)桐栄サービス 担当：三神

TEL：03-5282-5166

愛しき

# 我が会、我が地元

Vol. 37

## 釧路会 『とにかく広い釧路会』

釧路土地家屋調査士会 広報部 加納 芳郎、長岡 秀和、伊藤 文夫

釧路会はとにかく広い！

管轄区域は28,147 km<sup>2</sup>、岩手県と新潟県を合わせた面積に相当します。この中に、釧路支部、十勝支部、オホーツク支部の3支部があります。(地図参照)

各支部の主要都市間の距離も長く、釧路市と帯広市(十勝)は約120 km、釧路市と北見市(オホーツク)は約144 km、帯広市と北見市は約166 km距離があります。

会の運営上の最大のネックはこの距離です。会員にとって研修会や会議に参加する際の移動の負担が大きいため、最近ライブオンシステムを導入しました。3支部をオンラインでつなぎ、各会員が所属する支部の所在地で研修を受けたり、会議に出席できます。このシステムに必要な機器の購入に連合会の助成金を利用させていただきました。連合会及び全国の会員の皆様にご感謝を申し上げます。

次に、各支部の地域のお届けします。

### ○「エゾシカ肉」がオシャレ

釧路といえば漁師町。魚・炉端焼・ザンギ(鶏の唐揚げ)などが有名ですが、最近人気の食べ物といえば「エゾシカ肉」です。

一時は絶滅寸前まで減少したエゾシカですが、保護政策や天敵のエゾオオカミの絶滅などで生息数が増え、北海道東部ではJR列車や自動車との衝突事故が多発し、社会問題となっています。

このため「北海道エゾシカ対策推進条例」を制定し、各市町村で、捕獲されたエゾシカを安心安全な方法で処理し、食肉として有効に活用しようという取組が始まっています。

「エゾシカ肉」は、鉄分が豊富な赤身肉で、脂質が低く、タンパク質が多く含まれており、高級食材『ジビエ』として生まれ変わりました。釧路の女性の間では、レストランやカフェなどでジンギスカンを食べるよりエゾシカ肉を食べるのがオシャレのようです。



### ○台風で十勝の交通網が寸断

昨年8月末の台風10号の影響で十勝は、鉄道網、幹線道路、農地などに大きな被害を受けました。

昨年12月22日、十勝と札幌を結ぶJR石勝線が、4か月ぶりに全線の運行を再開しました。しかし、十勝と札幌を結ぶ国道274号の日勝峠は現在も不通です。

ところで、十勝の食料自給率が何パーセントか皆さんご存知ですか？実は1,100%以上で、日本有数の食料生産基地です。例えば、馬鈴薯、小麦、豆類、甜菜糖、長芋、乳製品など。これらは、鉄道コンテナや、国道を走る大型トラックで、また、船便で全国に輸送されます。毎年秋の収穫期には輸送量がピークに達します。収穫最盛期に台風が襲来し、交通網が寸断され、輸送が止まった影響は大きく、全国に及んでいます。

一日も早く国道が復旧することが、現在の十勝の人々の願いです。

### ○北見恒例、厳寒の焼き肉まつり

「北見」はオホーツクの焼き肉の街！

北海道の都市(5万人以上)の中で、焼き肉店の対

人口比が一番高いのが北見市です。人口12万人に対し、焼き肉店が約60店舗もあります。

北見市民に焼き肉好きが多い理由は、一説には、かつて国鉄北見駅の裏側にと畜場があり新鮮な肉が手に入りやすかったことが要因と言われています。また、北見市営の畜場があった時代には、職員が昼食時に新鮮な内臓肉を鍋で煮込んで食べていた料理が、その後、大鍋に大量の内臓肉や野菜を煮込んだ

「モツ鍋」へと進化し、仲間同士で焼き肉を楽しむ文化が広まったともいわれています。

「屋外での焼き肉は夏に行うもの!」という常識は、北見では通用しません。毎年、寒さが一番厳しい2月の屋外で、炭火の七輪で焼き肉を楽しむ「北見厳寒の焼き肉まつり」が開催されます。この祭りは1,500人限定。地元のほか、道内外からも大勢参加する、大人気のイベントです。



かわいいエゾシカも人間にとっては害獣です

## 福井会 『福井支部総会50回目の記念事業』

福井県土地家屋調査士会 福井支部長 片岡 芳子

昨年の福井支部総会は、第50回目を迎えました。この節目の総会を実りあるものにと考え、総会の前に、当日出席された歴代支部長16名に感謝の意を表しました。私の先輩方に感謝状を贈呈するなんて、支部長冥利につきます。また、支部長当時のエピソードも話していただき、大変有意義なひと時でした。

さらに、総会では記念事業を提案しました。その内容は、福井市の街区三角点と街区多角点を対象とした街区基準点亡失調査です。当日はジャケットを配布し、それを着て参加していただきました。なに

しろ土地家屋調査士は個性が強いので(笑)、ジャケットは好みの色とサイズを選んでもらう方法をとりました。土地家屋調査士のマークは、鹿児島県土地家屋調査士会の了解を得て、同様のマークを左腕と背中に入れました。この場をお借りしまして、鹿児島県土地家屋調査士会にはお礼を申し上げます。ありがとうございました。

ジャケットは記念事業に終わらず日頃の業務でも着用して、土地家屋調査士を宣伝し、動く広告塔になってほしいという願いを込めました。幸いその後も会員がジャケットを着ている姿を見るにつけ、

やった!と思わず、にやにやしてしまいます。

実施は10月14日の午後としました。当日は、澄みきった空の秋晴れで絶好の調査日和でした。この事業は、本会においても今年度の業務部の事業の一つとしておりましたので、本会からも全会員に参加の呼びかけを行っていただきました。そのおかげで他支部会員や補助者、さらには福井市職員数名も含めて、一班3～4名体制の17チームとなりました。一齐に点の記や配点図等を持って市内へ繰り出し、一班の調査目標を25点としました。これでも、全街区基準点の半分です。25点も大丈夫かなと不安もあったのですが、なんと全てのチームが目的を達成したのです。改めて、チームワークの強さを痛感した事業でもありました。

亡失点調査について、点の記と異なる形で存する場合は、「復元済」又は「異常」としましたが、明らかに「復元済」である場合を除き、「異常」としました。その結果を全会員に、次のように報告しました。街区三角点は、全155点のうち77点を調査し、現存61点、亡失13点、異常3点でした。街区多角点は、全662点のうち328点を調査し、現存259点、亡失59点、復元済1点、異常9点でした。現存率は、両方とも同じで約79%です。

点の記の測量年月日は、平成15年となっていますので、その頃に基準点が設置されたと判断できます。10年以上の間に亡失点が全体の5分の1を占めてしまった原因として、道路拡張や、門型側溝の入れ替え工事等が原因と考えられます。なお、今回は



調査(福井会加藤栄一会長も参加)

補助点の調査は実施しませんでした。補助点の亡失を加えると現存率は更に低下するものと推察できません。この調査が官公署の管理体制の見直しのきっかけとなれば、効果があったといえます。

汗を流した後の懇親会は大いに盛り上がりました。会員相互の親睦も一層深まり、楽しいひと時でした。これからも、支部会員同士の調和と結束で、和気あいあいの支部を目指していきたいと考えております。



調査説明



調査員集合

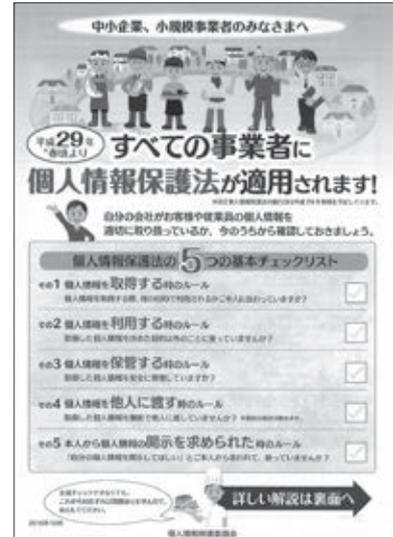
# 中小企業向け個人情報保護法全国説明会（個人情報保護法の基本）

平成29年5月30日から個人情報を取り扱う全ての事業者に個人情報保護法が適用となります。

平成27年9月に改正個人情報保護法が成立し、昨年から全国展開で開催された個人情報保護法の説明会の中で平成28年11月30日の札幌会場の様子を取材してきました。

取り扱う個人情報の数が5,000以下である事業者に関しては規制の対象外であった現行制度が廃止となり、全ての事業者が制度の対象となります。よって、今までは対象外であった方もこれからは制度の対象となることが今回の改正点となります。

個人情報保護法に関する法律には、民間分野と公的  
分野(国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等)に関するものがありますが、今回の説明会  
は民間分野のみに関するものでした。



## ・改正個人情報保護法のポイント

### 1 個人情報保護委員会の新設

個人情報取得に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化

平成28年1月1日に設立、委員長1名、委員8名の計9名で構成

個人情報保護法の監督の他にマイナンバーに関する監視、監督を行う機関

### 2 改正法により、取り扱う個人情報の数が5,000以下である事業者を対象外とする制度を廃止

一方で、改正法の附則において、小規模事業者に配慮する旨を規定(後段に詳細を記載)

## ・個人情報とは

個人情報の定義の明確化を図るため、その情報単体でも個人情報に該当することとした‘個人識別符号’の定義を設けた。

‘個人識別符号’は以下の①②のいずれかに該当するものであり、政令・規則で個別に指定される。

①身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号

DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋、掌紋

②サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号→公的な番号

旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票カード、住民票コード、マイナンバー、各種保険証等

①においては人間のゲノム情報等を取り扱う職種もあることからこのような改正がなされていますが、土地家屋調査士には②の改正が身近であると思われます。また、携帯番号等は個人又は法人での持ち物であることも考慮し個人識別符号とはならなかったとの説明がありました。しかしながら、個人情報保護法第2条第1項には、『当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文章、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができることとされるものを含む。)]とあるため、記載された公的な番号の他にも注意しなければならないものがあるとの説明がありました。(例として、名前+電話番号、名前+携帯番号、名前+クレジット番号)

## ・事業者が守るべきルール

### ①個人情報を取得・利用するときのルール

個人情報を取得した場合には、その利用目的を本人に通知、又は公表すること(あらかじめ利用目的を公表している場合を除く。)

### ②個人情報を保管するときのルール

情報の漏えい等が生じないように安全に管理する

こと。

③個人情報を他人に渡すときのルール

個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、原則として、あらかじめ本人の同意を得ること。

④個人情報を外国にいる第三者に渡すときのルール

⑤本人から個人情報の開示を求められたときのルール

本人からの請求に応じて、個人情報を開示、訂正、利用停止等を行うこと。

上記の5つは事業者が守るべきルールとして定められていますが、土地家屋調査士が業務を行う際は、当然に守られているものと思います。講師の説明では、目的を伝えれば個人情報の取得に本人の同意は必要ないとありましたが、土地家屋調査士が戸籍謄本等職務上請求書を使用する場合などは、十分に説明し同意を得た上で、用紙の使用を行っているはずで

③の個人情報を他人に渡すときのルールとして、本人の同意が必要となっていますが、共同利用は第三者提供に当たらないとなっていますので、例えば、還付した住民票を司法書士が利用するというような場合などの同意は不要なのかもしれません。それでも住民票などを預かる際には、‘次に司法書士が使用します。’などの説明をしているものと思います。土地家屋調査士は知らず知らずのうちに細心の注意を払っている業種ではないでしょうか？

今回の法改正の中では、いわゆる名簿屋対策に力が入っているようです。今までは、違法に使用された名簿を押収しても出所が把握できない状態であったのを、個人情報の取得、提供に一定期間の保存を義務付けし、トレーサビリティの適用を行うことで名簿の流出・不正使用に歯止めを掛けたいという理由があるそうです。

また、守るべきルールを遵守しなかった場合は当然に罰則があります。

- ・国からの命令に違反した場合→6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ・虚偽の報告をした場合→30万円以下の罰金
- ・従業員等が不正な利益を図る目的で個人情報データベース等を提供、又は、盗用した場合(個人情報データベース等不正提供罪)→1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

とあります。

個人情報の不正流出を防ぐための安全管理として

は、パソコンにはパスワードを設定する。ウィルス対策ソフトを入れる。紙データは鍵付きの引き出しで保管する。従業員(補助者)に対しては必要かつ適切な監督を行う。従業員(補助者)が事務所で保有する個人情報を私的に使用したり、言いふらしたりしないよう従業員の教育を行う。

以上が事業者が守るべきルールとなります。

## 終わりに

今回の個人情報保護法の改正には、小規模事業者に配慮する規定というものが示されています。

### 個人情報保護法ガイドライン(通則編) P86

中小規模事業者<sup>(※1)</sup>については、その他の個人情報取扱事業者と同様に、法第20条に定める安全管理措置を講じなければならないが、取り扱う個人データの数量及び取り扱う従業員数が一定にとどまることを踏まえ、円滑にその義務を履行し得るような手法の例を示すこととする。もっとも、中小規模事業者が、その他の個人情報取扱事業者と同様に『手法の例示』に記述した手法も採用することは、より望ましい対応である。

となっています。これは小規模事業者が多数を占める土地家屋調査士も今回の法改正が適応外となるというわけではないようです。‘各人が持っている情報量に応じて適正な管理を行ってください。’と解釈するべきで、土地家屋調査士にも個人情報保護法が適用となることになるので、これからはより法令を意識した業務処理・安全管理措置が必要となってきます。

現在、個人情報保護委員会では、小規模事業者に特化した説明書を作成中とのことでしたが、どのよう公表するかは未定とのことでしたが、公表後は皆様お目通しいただくようお願いいたします。

なお、配布された資料につきましては、個人情報保護委員会ウェブサイト(<https://www.ppc.go.jp/>)で公開されています。

広報員 松田整(釧路会)

※1 「中小規模事業者」とは、従業員の数が100人以下の個人情報取扱事業者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。  
・事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6月以内のいずれかの日において5,000を超える者  
・委託を受けて個人データを取り扱う者

## 平成29年新年賀詞交歓会

平成29年1月18日18時から東京ドームホテル「天空」において、日本土地家屋調査士会連合会、全国土地家屋調査士政治連盟、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「日調連」、「全調政連」、「全公連」という。)の三団体の主催により、平成29年新年賀詞交歓会が、多くの来賓の皆様をお迎えし、盛会のうちに開催されました。

全国の土地家屋調査士政治連盟の会長、そして全国の公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「協会」という。)の理事長の出席が認められ今年で3年目となり、全公連加盟協会からは11名の協会理事長が出席しております。

この度、千葉県及び沖縄県の2協会の理事長から一言いただきましたので、今月の公嘱協会情報において紹介させていただきます。

(副会長 小山進吾)

### 【公益社団法人千葉県公共嘱託登記

土地家屋調査士協会 理事長 高橋 宏明】

昨年に引き続き2度目の参加です。この賀詞交歓会では公嘱協会の理事長は受付もなく、名札もありません。公嘱協会の理事長が最も必要とされていない会合の一つであると感じています。他県からはるばる東京まで来るのですから、せめて人数把握のために受付くらいはしていただきたいのが正直な気持ちです。

それでは参加しなくてよいかと言えば、そうではありません。土地家屋調査士制度及び公嘱協会制度の維持や業務拡大に政治の力が必要であることは、最近改めて感じているところです。我々は公益社団であっても国レベルの諸問題や要望を抱えています。多数の国会議員が参加するこの賀詞交歓会には大きな意義があり、期待があります。ご来賓の皆様にご挨拶していただくために、各単位協会の理事長の皆様には来年から多くの参加をお願いしたいと思います。来年も受付はないと思われませんが。

さて、来賓には自由民主党高村正彦副総裁、金田勝年法務大臣、盛山正仁法務副大臣、公明党の漆原良夫衆議院議員、ほか大勢の国会議員及び関係者の方々をお迎えしました。壇上でのご挨拶の内容は土地家屋調査士制度と地図整備についてがほとんどで



三団体会長

した。地図整備は政府の骨太の方針に記載がされており、予算も増えて、国会議員にその必要性が認識されていると印象を受けました。我々としては大変ありがたいことですが、実務者としての考えとはまだ差があるように感じます。このような会を通じて出席者もしくは土地家屋調査士の一人一人が更なる土地家屋調査士業界の理解を深めてもらえるように努めていくことが重要だと思います。

おわりに、賀詞交歓会を主催していただいた日調連、全調政連、全公連の役員の皆様ありがとうございました。土地家屋調査士にとって本年が良い年でありますよう祈念申し上げます。

### 【公益社団法人沖縄県公共嘱託登記

土地家屋調査士協会 代表理事 大屋 篤志】

今回初めて新年賀詞交歓会に参加させていただきました。昨年も全公連からご案内はあったのですが、希望者のみの参加となっており、新年賀詞交歓会のためだけに上京するのは気が引けて参加を遠慮していました。

日調連、全調政連、全公連の三団体が一堂に会し、多数の現職国会議員と意見交換できる機会は滅多にないと思い、今年は遠い沖縄から九公連を代表するという気持ちを持って参加させていただきました。

今年の公嘱協会理事長の参加者は11名で、三団体共催の割には参加者が少なく、心細く感じていました。そんな中、毎年この賀詞交歓会に参加されている沖縄会の久高会長の案内で短い時間ではありましたが、各テーブルを回ることができ、法務大臣金田勝年先生や法務副大臣兼内閣府副大臣盛山正仁先

生と名刺交換させていただくことができました。

また、何人かの方とは意見交換することもでき、大変貴重で有意義な時間を過ごすことができました。久高会長には本当に感謝申し上げます。

「各政策においては違いがあっても、土地家屋調査士制度の発展は与野党関係なく、応援していきたい。」という現職国会議員の先生の言葉が印象に残っています。

土地家屋調査士制度の発展や諸問題解決のため、現場の最前線で活躍している全国の公嘱協会の組織力をアピールするにはこの賀詞交歓会は非常にいい機会だと思います。

全公連にはもっと大勢の理事長が参加できる環境を整えていって貰いたいと希望します。

結びに、この会を主催いただきました三団体の役員の皆様におかれましては大変ご苦勞様でした。心より感謝申し上げます。今後ともご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。



倉富会長



理事長集合写真

## 会議経過及び会議予定

- |          |                       |
|----------|-----------------------|
| 1月24日    | 第6回災害対応検討会            |
| 1月27日    | 全司協第22回未登記問題研究会       |
| 2月12～13日 | 第6回理事会                |
| 2月13～14日 | 全国理事長会議               |
| 3月16日    | 全国土地家屋調査士政治連盟第17回定時大会 |
| 3月17日    | 全法務省労働組合との打合せ         |
| 3月17～18日 | 第7回正副会長会議             |
| 4月11～12日 | 第1回監査会                |
| 4月12～13日 | 第1回理事会                |
| 4月13日    | 第1回役員選考委員会            |
| 6月5～6日   | 第2回理事会                |
| 6月6～7日   | 第32回定時総会及び第1回研修会      |

# もらい始めて判る、年金のありがたさ

香川会 森 和夫

数えて六十八、年金をもらい始めて二年目になります。私は、昭和54年3月15日、二十八才のやや遅い独立でした。開業初日から、床面積の変更登記、滅失登記、分筆登記の依頼があり、おかげ様で幸運な滑り出しをさせていただきました。登記を片付けるのが楽しく、毎日ワクワクしながら事務所に通っていたことが思い出されます。ずっと仕事第一で、入会后十年くらいは、総会どころか、報酬の研修会さえ出ない、役員にとっては全く好ましからざる会員だったと思います。それでも、お客様には「チョット待って」を決して言わない、「今からすぐ行きます」の対応をしてきました。余談ながら、お客様の経済活動にブレーキをかけるような会務は、資格者法の本意ではないと思っています。



年がたち、従業員も増えてきた余裕から、研修会に出席し始めた途端、流れで役員になってしまいました。平成3年、この国民年金基金制度ができた当時総務部長であった立場上、当然ながら最初から加入しました。41歳になる直前のことでした。仕事に会務が加わり、忙しい毎日が続いていましたので、将来の生活設計までを考えてのことではありませんでした。ただ、掛金が全額所得控除になるので、支払うべき税金の一部を月掛預金に回したと同じことになり、それ(税金)が将来還ってくると思えば、加入しない選択肢はありませんでした。

加入資格がありながら入っていないのは、もったいないというほかに、せっかくの権利を放棄しているようにも思えます。

一昨年65才を過ぎたときに、初めて振り込みがありました。若い頃から掛け捨ての保険にしか入っていなかったので、分かっているけど、ヘーホントにくれるんだなぁと妙に感心しました。給食費は親が払ってるんだから、うちの子に「いただきます」は言わせないでくださいといった不遜な母親がいましたが、私としては掛金を払ってきたとはいえ、年金をいただき本当にありがたいと思いました。何しろ土地家屋調査士になって、分筆もしないのにお金をもらったのはこれが初めてのことです。

今朝の新聞(1/6)に「高齢者」75歳からとありました。医療の進歩や、生活環境の改善によって、体の働きや知的能力が5～10歳は若返っていると、日本老年学会が提言しています。香川には御年91歳になられる大先輩がいて、今なお元気で難解な地図の訂正業務に取り組んでおられます。そこまではさすがに無理としても、健康である限り現役を続けようと思っています。

何もしない月でも一定の収入があるので、今は僅かながら気持ちに余裕をもって仕事ができています。平成21年に長男が土地家屋調査士の登録をしましたが、すぐに国民年金基金に加入させました。「土地家屋調査士国民年金基金」制度を創設していただいた、当時の連合会役員の皆様に感謝申し上げます。

この会報誌に挟み込まれた  
チラシはご覧いただけましたか？



ご加入中の先生も

# 増口で所得控除UP！

すでに国民年金基金にご加入中の先生方へ

ご自分の加入内容を  
把握していらっしゃいますか？

毎月の掛金は？  
年金の受取予定額は？



基金から昨年末に届いた  
控除証明書に記載されています

加入した時から数年が経ち、  
状況はお変わりありませんか？

あの頃より  
生活に余裕が出てきたな



老後が  
心配になってきたわ

受取る年金額を増やすなら、掛金の増口をご検討ください。

もちろん**全額所得控除**になります。

掛金の上限は 68,000 円/月

掛ける口数を増やして、受取額 & 控除額を増やしましょう！



## 4月がお誕生月のみなさま

翌月になると掛金が上がってしまいます。

**4月14日**までがご加入・増口のチャンス！

土地家屋調査士国民年金基金

フリーダイヤル

0120-145-040

(平日 9:00~17:00)

## 第32回



# 写真コンクール 作品募集



連合会及び日調連共済会では  
親睦事業の一環として、  
本年も写真コンクールを  
下記の要領で開催いたします。

各位のより一層のご応募をお待ちしております。

### 主催 審査員

日本土地家屋調査士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会共済会  
写真家・公益社団法人日本写真家協会名誉会員 木村恵一 氏  
日本土地家屋調査士会連合会共済会長

### テーマ 種類とサイズ

自由(組写真は不可)  
四ツ切又は六ツ切(デジタルカメラによる場合は、A4又はB4の写真専用紙  
にプリントしたもの)。1人2点まで。  
応募票を記入の上、写真裏面に貼付してください。  
※応募された方の個人情報(氏名、年齢、住所)は、本コンクールにおいてのみ使用します。

### 使用権

入賞及び入選作品の著作権は撮影者にありますが、  
作品の機関紙への優先使用権等は主催者に属します。

### 応募資格 賞

土地家屋調査士会員及びその家族並びに補助者  
次のとおり予定しております。  
連合会長賞(1名) 賞状及び副賞  
金賞(1名) 賞状及び副賞  
銀賞(2名) 賞状及び副賞  
銅賞(3名) 賞状及び副賞  
はーもにー賞(1名) 賞状及び副賞  
入選(数名) 賞状及び副賞

※入賞及び入選作品は、連合会総会会場に展示するとともに、一部作品を本誌に掲載する予定です。

### その他

- 1 未発表の作品に限ります。
- 2 作品の返却を希望される方は、応募票の返却希望欄の「希望する」を丸で  
囲み、返送先を記入及び送料分の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、  
ご応募ください。  
※入賞及び入選作品は、返送いたしかねます。  
※返信用封筒や送料分の切手が同封されていない場合、返送いたしかねます。
- 3 被写体が人物や特定の建造物の場合は、肖像権・著作権の侵害にならない  
ようご注意ください。第三者から肖像権等の侵害の申し出があった場合は、  
応募者において対処いただくものとし、当連合会は一切の責任を負いません。
- 4 応募作品を連合会ホームページ「会員の広場」に掲載して行う土地家屋  
調査士会員によるインターネット投票を予定しており、最も投票数の  
多かった作品に「はーもにー賞」が授賞されます。

なお、応募作品の取扱いには十分に注意いたしますが、万一の事故に対する責任は負いかねますので、ご了承ください。

投票の期間及び方法等の詳細については、別途お知らせいたします。

締 切 り

平成29年5月8日(月)必着

送 り 先

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館  
日本土地家屋調査士会連合会 第32回写真コンクール宛て

発 表

連合会定時総会及び本誌掲載(予定)

### 審査員のご紹介

写真家・公益社団法人日本写真家協会名誉会員 木村恵一氏

主な出版物

「私と根付」「紙」「江戸職人」「京の川」「京の山」「京の里」「ウィスキー博物館」

「50人の写真家」「四季旬菜」「江戸東京・下町日和」

※詳細は、K2写真研究室 [http://k2-labo.com/root/kimura\\_keiichi](http://k2-labo.com/root/kimura_keiichi) をご覧ください。

第32回写真コンクール 応募票			
題 名			
氏 名		年 齢	
住 所			
所 属 会 名		登 録 番 号	
撮 影 日 時 及 び 場 所	西暦 年 月 日 場所	撮 影 デ ー タ	(※カメラ・レンズ等の機材)
返 却 希 望	希望する ・ 希望しない		
肖像権等の確認	<input type="checkbox"/> 確認済み ※人物や特定の建造物を撮影している作品を応募する場合、権利者本人に必ず承諾を得てください。		

- ・必要事項を記入の上、応募作品の裏面に貼付してください。
- ・土地家屋調査士会員の家族の方は、登録番号欄に土地家屋調査士会員の登録番号と続柄(妻・子等)をご記入ください(例：9999 妻)。
- ・補助者の方は、登録番号欄に土地家屋調査士会員の登録番号と補助者である旨をご記入ください(例：9999 補助者)。

# 会長レポート

## REPORT

1月16日  
~2月15日

### 1月

#### 17日

##### 東京会、東京公嘱協会、東京政連新春交礼会

東京ドームホテルにて開催された、東京土地家屋調査士会、東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会、東京土地家屋調査士政治連盟新春交礼会に出席し、ご挨拶申し上げる。多くの都議会議員の先生方も参集くださり、華やかで盛大な新春交礼会であった。

#### 17日、18日

##### 平成28年度第2回全国会長会議の議事運営等に係る打合せ

加賀谷副会長、金子総務部長、鈴木総務部次長、小嶋理事とともに協議。また、座長を予定している長崎会・針本九州ブロック協議会長とも進行等につき打合せを行う。

#### 18日、19日

##### 第2回全国会長会議

全ての联合会役員とともに全国会長会議に臨む。現在、联合会が取り組んでいる事項等の説明と質疑を初日の重点項目とし、活発な意見交換、提言をいただいた。また、二日目においては、平成29年度事業方針大綱(案)、各部事業計画(案)をお示しし、全国の会長の皆さんと情報交換、要望等を協議した。なお、一日目終了後には、全国土地家屋調査士政治連盟(全調政連)、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(全公連)との共催による新年賀詞交歓会を催し、法務大臣はじめ国会議員の先生方、関係省庁の皆様、日頃よりお世話になっている学識者の皆さん等、多くの御来賓の出席をいただき、盛会の中、日々のお礼を申し述べさせていただいた。

#### 19日

##### 日本司法書士会連合会・同政治連盟・公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート・全国公共嘱託登記司法書士協会協議会・司法書士国民年金基金平成29年新年賀詞交歓会

日司連関係団体の新年賀詞交歓会に、岡田・菅原・海野副会長と出席。法務省民事局長はじめ、前日の連合会賀詞交歓会に出席いただいた方がたくさん出席されており、お礼を申し上げた。

#### 23日

##### 全国社会保険労務士会連合会・同政治連盟 平成29年新春賀詞交歓会

社会保険労務士会連合会新春賀詞交歓会に全調政連の横山会長、椎名幹事長とともに出席。会員数が4万人を超える組織にふさわしく、多くの国会議員が出席されて盛会であった。海外の社会保険制度についての研究事業に力を入れていることとあり、ここでも士業が海外に目を向けていることを実感。

#### 24日

##### 埼玉会・埼玉政連 新春交礼会

毎年、出席させていただいているが、いつもパンフレット等を準備されて制度広報はもちろん、政治連盟の存在意義も考えて開催されている印象が強い。各支部からの会員出席もあり、意識や認識の共有効果にも良いことであり、是非とも継続してほしい。

#### 25日

##### 千葉会・千葉公嘱協会・千葉政連 新春賀詞交歓会

森田知事はじめ、多くの国会議員、県議会議員、県内首長の皆様の出席があり、盛大な賀詞交歓会であった。やはり、現職の土地家屋調査士でもある豊田俊郎参議院議員の存在は大変心強い。この会を継続して開催され、制度広報に尽力されている千葉会に感謝。

27日

#### 神奈川県・神奈川政連 新春賀詞交歓会

海野副会長とともに出席。黒岩知事はじめ、多くの国会、県会、市会議員、県内首長の方や、多くの会員も出席されて盛大な新年会であった。神奈川県においては29年ぶりの賀詞交歓会復活とのことで、準備等も大変だったことと思うが、大きな制度広報効果があり、有り難いことである。

30日

#### 第11回正副会長会議

全副会長、総務部長、財務部長出席の下、主に平成29年度予算策定に議題を絞った正副会長会議を招集し、協議を行った。連合会は全国の会員が安心して会費を託せる組織でなければならない。

31日

#### 第67回“社会を明るくする運動”中央推進委員会会議

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

この運動は法務省が主唱し、全ての国民が犯罪や非行を防止し、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動。官公庁、士業団体はじめJリーグや吉本興業等々、多種多様な機関、団体が構成されている。

2月

2日

#### 高村正彦衆議院議員「第41回朝食勉強会」

国が抱える内外の案件等についての講演を海野副会長とともに聴きする。高村議員は自民党土地家屋調査士制度推進議員連盟の会長であり、本日で自民党副総裁在任期間が1,589日で在任期間記録を更新中である。

6日

#### 全調政連・第1回幹部会

全調政連の第1回幹部会に出席。他士業に比して、極端に歴史の浅い私たちの政治連盟を今や他に引

けを取らない位置まで発展させていただいた現役員はじめ先輩役員のご努力に敬意を表さなければならない。来る3月16日の定時大会に向けて、来期の事業計画と連合会の事業方針との整合等を確認する。

7日

#### 保岡興治新春の集い

保岡興治議員新春の集いに小野常任理事とともに出席。保岡議員は士業への理解の深い国会議員の一人であり、出席した各士業の会長と政治連盟会長は紹介を受け、その後、世界における日本の立ち位置等についての講演をお聴きする。

8日

#### 第12回正副会長会議

午後からの常任理事会開催に先立ち、正副会長会議を招集。喫緊の課題を整理しつつ、迅速な対応等に関して指示を出す。また、第7回常任理事会における審議事項、協議事項の確認を行い、平成29年度予定事業をも念頭に置いた会務運営を要請した。

8日、9日

#### 第7回常任理事会

全ての副会長、常任理事を招集し、第7回常任理事会を開催。年明けから二回目の常任理事会であるが、各副会長・各部長・事務局から報告を受け、情報共有を図った後、平成29年度事業方針大綱(案)をはじめ、次年度以降の活動をも視野に審議・協議を行う。

15日

#### 増子輝彦東京後援会『ニュー政治経済研究会』2017年第1回勉強会

増子議員「ニュー政治経済研究会」に横山全調政連会長とともに出席。鳩山由紀夫元首相の「2017年の動向」と題しての講演をお聴きする。増子議員によれば鳩山氏は情と理の人であるとのこと。連合会も「法にかない、理にかない、情にもかない。」活動を心掛けなければならないと考える。

1月

20日

第3回日調連技術センター

<協議事項>

- 1 平成28年度日調連技術センターの具体的執行について

24日、25日

第2回登記基準点評価委員会

<協議事項>

- 1 登記基準点の認定作業及び検定について
- 2 登記基準点認定に係る規則等について
- 3 平成28年度事業計画の展開について
- 4 平成29年度事業計画(案)について

25日

第3回調測要領委員会

<協議事項>

- 1 調査・測量実施要領の改訂について

25日、26日

第6回財務部会

<協議事項>

- 1 財政の健全化と管理体制の充実について
- 2 福利厚生及び共済事業の充実について
- 3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
- 4 システムコンサルティング成果品への対応について
- 5 銀行手続等への対応について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会給与規程(職員)の全部改正(案)について
- 7 平成29年度予算(案)の策定について
- 8 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正(案)について

26日

第6回総務部会

<協議事項>

- 1 平成28年度第2回全国ブロック協議会会長会同の運営等について
- 2 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会給与規程(職員)の改正について

31日、2月1日

第6回研修部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士研修ライブラリ規則の一部改正(案)について
- 2 研修に関する調査の結果について
- 3 CPDポイントの公開に向けた対応について
- 4 CPD評価検討委員会への対応について
- 5 平成29年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)について

2月

1日、2日

第5回業務部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂について
- 2 土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査について
- 3 不動産登記規則第93条不動産調査報告書作成ソフトの改修について
- 4 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について
- 5 筆界特定制度に関する事項について
- 6 登記測量に関する事項について
- 7 平成29年度業務部事業計画(案)について

第6回広報部会

<協議事項>

- 1 広報に関する事項について
- 2 会報の編集及び発行に関する事項について
- 3 平成28年度広報部事業計画(案)説明要旨及び同予算(案)について
- 4 平成29年度の会議日程について

3日

第5回社会事業部会

<協議事項>

- 1 国土調査法第19条第5項の利用促進について
- 2 建築確認申請及び不動産売買における敷地の境界確定について
- 3 平成28年度土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同の総括について
- 4 土地家屋調査士業務の入札において的確な取扱いがされていないと思われる事案について
- 5 空家問題の今後の対応について
- 6 不動産登記法第14条地図作成作業実施地区における建物所在図作成について

## 8日

### 第12回正副会長会議

#### <協議事項>

- 1 平成28年度第7回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

## 8日、9日

### 第7回常任理事会

#### <協議事項>

- 1 平成28年度全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 2 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会給与規程(職員)の全部改正(案)について
- 4 中長期的な財政計画について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会共済会規則第3条第5号に基づく福利厚生事業の実施について
- 6 登記基準点認定規程及び登記基準点測量作業規程運用基準の一部改正(案)について
- 7 ネットワーク型RTK法を利用した筆界測量マニュアル(案)の策定について

- 8 第13回土地家屋調査士特別研修の開催日程(案)及び実施方針(案)について
- 9 平成29年度全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施について
- 10 平成29年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について

### 第7回常任理事会業務監査

## 13日

### 第8回特別研修運営委員会

#### <協議事項>

- 1 第12回土地家屋調査士特別研修について
- 2 第13回以降の土地家屋調査士特別研修の実施方針について

## 14日、15日

### 第4回研究所会議

#### <協議事項>

- 1 平成28年度の研究所研究報告の取りまとめについて
- 2 平成28年度研究所事業における懸案事項について
- 3 平成28年度研究所全体報告会について

# 土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成29年 1月10日付

東京	7978	安島 公平	東京	7979	豊田 祐介
埼玉	2628	嶋原 準二	埼玉	2629	高鷹 尚登
埼玉	2630	林 資祐	埼玉	2631	榎本 憲嗣
千葉	2176	檀山 敦	千葉	2177	伊藤 健一
群馬	1052	栗原 太	群馬	1053	石田 敏久
群馬	1054	木村 匠吾	静岡	1790	石月 航平
新潟	2214	武田 智宏	大阪	3297	竹田 年男
愛知	2925	安達 直樹	愛知	2926	山本 真基

愛知	2927	榊原 忠司	愛知	2928	中村 将人
三重	892	西口 勝弘	福岡	2295	鮫島 清
福岡	2296	川崎 健祐	福岡	2297	古財 朋和
熊本	1204	松田佳央理	熊本	1205	山崎 隆弘
熊本	1206	磯崎 耕輔	鹿児島	1081	右田 勝美
鹿児島	1082	岩下 幸司	鹿児島	1083	川崎 龍
鹿児島	1084	原田 俊明	宮崎	803	相牟田泰章
宮崎	804	湯地 一生	山形	1234	井田 貴士
秋田	1036	穂積 大祐	札幌	1194	荒木 崇行
愛媛	859	佐伯 耕平	愛媛	860	矢野 岳志

平成29年 1月20日付

東京	7980	加藤 博永	東京	7981	中丸 吾一
東京	7982	小泉 弘樹	神奈川	3054	田島 貴英
神奈川	3055	尾栢 紀洋	神奈川	3056	難波 達郎
神奈川	3057	内原 功	埼玉	2632	神谷 侑一
埼玉	2633	市川 友博	埼玉	2634	川合 賢
埼玉	2635	山村 直己	茨城	1449	江田 規朗
群馬	1055	木暮 隆一	山梨	404	米山 雅和
大阪	3298	成田 豊	京都	889	熊内 智哉
京都	890	香山 耀平	京都	891	林 一茂
京都	892	山本 裕之	京都	893	藤原 大輔
京都	894	宮下 剛	京都	895	竹上 靖彦
兵庫	2480	加納 繁憲	兵庫	2481	田中 亨
奈良	445	森本 正	愛知	2929	宮下 裕史
愛知	2930	木内 文夫	愛知	2931	田宮 克規
福井	438	藤堂 法明	岡山	1388	田中 啓
鳥取	474	松島 慎悟	鳥取	475	猪狩 英明
福島	1485	柴山 大輔	福島	1486	柳田 英樹
岩手	1152	山影 和孝	札幌	1195	齋藤 慶太
高知	673	岡林 昌彦			

神奈川	2042	相原 信行	神奈川	2089	鈴木 具勇
神奈川	2805	秋山 昭利	埼玉	1187	角田 完治
埼玉	1377	橋本 準三	埼玉	1460	岡村 眞
茨城	935	増田 司三	静岡	1207	内田 幸一
長野	2151	原 俊文	新潟	17	川壽 宏
大阪	2705	井上 良一	和歌山	434	小畑 清弘
愛知	497	鈴木 隆治	岐阜	773	神田 浩
石川	404	稲村 八紘	岡山	945	藤原 保明
島根	372	渡邊 芳雄	福岡	822	土斐崎知昭
大分	723	右田平二郎	熊本	812	森田 敏行
熊本	833	甲斐 泰雄	宮崎	517	有馬 裕之
沖縄	216	山根 清信	沖縄	293	新里 紹盛
宮城	413	石川 尚史	秋田	427	畠山 昭一
函館	126	松本 雄三	旭川	220	和田 秀紀
高知	264	竹村 義弘			

平成29年 1月20日付

東京	2108	明珍 和夫	東京	7504	佐川 敦
埼玉	1803	大野 憲良	埼玉	2134	服部 将康
大阪	1570	中井 和雄	大阪	1684	田中 善亘
京都	446	河原 正治	兵庫	1597	楠田 憲一
兵庫	1818	中西 義昭	愛知	1632	倉内 繁治
岐阜	1035	谷口 薫	岡山	1060	白川 和雄
大分	728	足立 一郎	沖縄	227	宮里 正孝
岩手	949	松本 建夫	香川	404	笠井 晴美
高知	554	徳廣 宏			

登録取消し者は次のとおりです。

平成28年 8月23日付	沖縄	106	東江 憲六
平成28年11月 8日付	茨城	771	中郡 貞雄
平成28年11月14日付	愛知	2158	柴田 知康
平成28年12月 2日付			
長野 2409	財津 吉友	宮城	534 青野 正昭
平成28年12月 5日付	神奈川	1869	西野 義孝
平成28年12月 6日付	群馬	652	新井 勤
平成28年12月14日付	札幌	1131	成田 忠良
平成28年12月29日付	熊本	790	野田 眞一
平成29年 1月10日付			
東京 5727	岡崎 薫	東京	7256 鈴木 邦彦
東京 7652	鈴木 裕之	神奈川	1784 植木 秀樹

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成29年 1月10日付

東京	7701	佐倉 知子	東京	7978	安島 公平
静岡	1768	赤堀 貴寛	山形	1227	山口 勝康

平成29年 1月20日付

栃木	912	小林 昌郎	岡山	1376	越智 秀樹
----	-----	-------	----	------	-------

お詫び

本誌2月号(No.721)において、以下の誤りがありました。ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記訂正方お願いいたします。

記

(頁)	(誤)	(正)
12 (写真キャプション)	日調連ADRセンター 福岡正孝委員長	日調連ADRセンター 福岡正隆委員長



鳥雲に

深谷健吾

人生に無駄も必要鳥雲に  
鳥雲に入るを指差しクラーク像  
親の意にそはぬ職決め卒業す  
合流の先に渦で春の川  
啓蟄や境界の杭しかと打ち

当季雑詠

深谷健吾選

茨城 島田 操

伝来の畑荒らすまじはじめ 鍛始  
句に悩み句に親しみつ去年今年  
八十路坂越えゆく感慨初日記  
身嗜み整へて出る初句会  
急逝の友より届く年賀状

岐阜 堀越貞有

鐘霞む村は小高い丘にあり  
椀種に摘む邸内の三葉芹  
人たかる旧正月の中華街  
花柄で穴を繕ふ春障子  
招かざる家に住みつき風邪の神

茨城 中原ひそむ

手造りの花瓶に活けし椿散る  
雲一条染めて枯れゆく雑木山  
そこはかとひとり炬燵の目覚めかな  
妻逝きてなほ残菊の咲きし庭  
亡き妻の診察券や梅二月

愛知 清水正明

諫死の碑楷書の彫りや風牙ゆる  
枯るるもの枯れて武蔵の座禪石  
寒椿少しはみ出す巫女の紅  
間伐のテープ巻かるる冬木かな

今月の作品から

深谷健吾

島田 操

句に悩み句に親しみつ去年今年

「去年今年」は、新年の季語。元日の午前  
零時を境に去年から今年に移り変ること。  
即ち、たちまちにして年去り年来るの想い  
が湧いてくることを言う。俳句愛好者は、  
句に悩みながら、親しみながら一年を終え  
る。この新年に抱く時の流れの迅さへの深  
い感慨を「去年今年」の季語にこめての渾身  
の一句である。「継続は力なり」です。いつ  
までも趣味の一つとして、お互いに楽しみ  
ましょう。

堀越貞有

鐘霞む村は小高い丘にあり

「鐘霞む」とは、春の季語「霞」の傍題。大  
気が薄く濁って遠くのがぼやけて見え  
なくなる現象を「霞」と言い、春ののどかな  
気分の中に、鐘の音が遠くから霞むような  
感じで聞こえて来ることを「鐘霞む」と言  
う。村を守る小高い丘の寺より鐘の音が霞  
む情景は、正に里山の原風景の如くであ  
り、郷愁にかられます。尚、提句は、「か」

の四音により、リズムの良い格調高い一句  
となった。

中原ひそむ

妻逝きてなほ残菊の咲きし庭

「残菊」とは、秋が深まっても咲き残って  
いる菊のこと。咲き盛る菊にはない趣を有  
している。奥様を亡くされて幾月か経って  
いるのでしょうか。今日は天気が良いので、  
共に日向ぼこをしていた縁側へ。庭を眺め  
ていたら、咲き残っている菊を目にした。  
その菊はきつと奥様が懇ろに育てていた菊  
でしょう。哀惜の念は時が解消して下さる  
のでしょうか。提句のポイントは季語の「残  
菊」の擬人化であり、素晴らしい一句である。

清水正明

枯るるもの枯れて武蔵の座禪石

岐阜県八百津町大仙寺門前の座禪石を見  
ての一句との添書あり。「枯る」とは、冬が  
深まり木や草が枯れはて、野山が枯れ一色  
となった蕭条たる景。一本の木や草にもい  
える冬の季語。「武蔵」とは、江戸初期の剣  
客の宮本武蔵のこと。武道修行のため諸国  
を遍歴して二刀流を案出し、二天一流の祖。  
修行の座禪石である故に、日頃は木の葉に  
覆われているのであろう。冬になって木の葉  
は落ちて枯れるが如くの裸木に。その木の  
下に武蔵が修行したと言われる座禪石があ  
らわに。新しい句材、即ち武蔵の座禪石を発  
見しての見事な一句である。

## 忘れてはいけないこと

三月、その名も優しい弥生月やよいづきとなりました。啓蟄けいちつを過ぎるあたりから陽の光も強くなり、ようやく春めいてまいります。今年は記録的な雪が降った冬であっただけに、いっそう春の訪れが待たれるところです。

今年も本会報で「福島現状」を発信したく、福島会に寄稿をお願いしました。昨年、福島会橋本豊彦はしもとゆひこ会長から全国の仲間に向けて感謝の言葉とともに発信された報告に、被災地とともに過ごしていくという気持ちを忘れてはならないと強く深く感じました。あれから一年、被災地の復旧・復興の状況には地域差が出ているようで、復興事業の難しさを改めて痛感します。報道が減る一方で、震災に対する「関心の風化」が懸念されています。その中で昨年11月の「震災に関するいじめ発覚」には、怒りと悲しみと情けなさと、込み上げてくる憤りは言葉になりません。私たち大人は何をしているのでしょうか。生徒は原発事故を「ネタ」にした、いじめに傷ついた心情や抵抗できなかつたことへの悔し

さを書き綴った手記を『同じようにいじめられている子どもの励みになれば』という思いで公表したとありました。『いままでなんかいも死のうとおもった。でも、しんさいでいっばい死んだからつらいけどぼくはいきるときめた。』他人を傷つけて良いわけがありません。みんなわかっているはずです。

「風評」は、漠然とした不安を持っているときに広まりがちな、根拠の無い噂です。情報伝達の手段の広がりが拍車をかけるそんな時代だからこそ、継続的な関心と確かな手がかりを持ち、被災地の現状をみんなが知らなくてはなりません。東日本大震災は、まだまだ過去の事ではなく、7年目を迎える今でも避難生活を余儀なくされている方々がたくさんいらっしゃる現実を忘れてはなりません。現状を知ること、今を生きる私たちに課せられた務めです。普通の生活を送らせていただける有り難さに感謝し、素直に『忘れないでいること』が大切なことだと思えます。復興の早やからんことを念じます。

広報部次長 上杉和子(三重会)

## 土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会<sup>®</sup>

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社